

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

次に、議題となりました地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、四国行政監察支局等の設置に關し承認を求めの件につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

ただいま提出いたしました地方支分部局の整理のための行政管理局設置法等の一部を改正する法律案による本省等に置かれる地方支分部局の整理再編成に伴い、次の措置を講ずる必要があります。

第一に行政管理局につきましては、中国管区行政監察局と四国管区行政監察局とを統合して中国四国管区行政監察局とすることとしておりますが、四国における行政監察、行政苦情のあつせん等に関する業務を円滑に遂行するため、高松市に四国行政監察支局を設置する必要があります。

第二に、大蔵省につきましては、北九州財務局と南九州財務局とを統合して九州財務局とすることとしておりますが、福岡県、佐賀県及び長崎県における国の財務等に関する行政事務を円滑に遂行するため、福岡市に福岡財務支局を設置する必要があります。

第三に、厚生省につきましては、中国地方医务局と四国地方医务局とを統合して中国四国地方医务局とすることとしておりますが、四国における国立病院及び国立療養所の業務の指導監督並びに国立病院特別会計の経理に関する事務を円滑に遂行するため、高松市に四国地方医务支局を設置する必要があります。

第四に、通商産業省につきましては、名古屋鉱山保安監督部と大阪鉱山保安監督部とを、広島鉱山保安監督部と四国鉱山保安監督部とをそれぞれ統合することとしておりますが、鉱山保安法の施行等の事務を円滑に遂行するため、高松市に中部近畿鉱山保安監督部大阪支部を、高松市に中国四国鉱山保安監督部四国支部をそれぞれ設置する必要があります。

以上が、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、四国行政監察支局等の設置に關し国会

の承認を求めることの提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(林道君) 以上で説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○矢田部理君 中曾根長官に冒頭伺いたいと思いますが、従来から、前長官の宇野さん以来さまざまな行革が進められてきてはいるわけでありすが、宇野さんの後を継がれて、中曾根行革として、どういふ方向であるのかという視点でこれから行革を進めていかれるのか、行革の哲学とでも言うべき問題等について長官からお話を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(中曾根康弘君) 行革は、その時代の要請に基づきまして、その國の國情を基本にして適切な処理が加えられるべきものと思つております。

行政は、卑見によれば一面においては國家統治の機構及びその機能でございますが、これはまた他面受ける國民側から見ますと、憲法にもありますように、政府の権限は國民に由来し、その結果は國民が享受すると、こう書かれておりますように、國民に奉仕すべき性格を持つておると思ひます。したがって、憲法にも公務員は全体の奉仕者として規定されておるわけでございます。こういうような観点から國民に奉仕するということをわれわれは重要視しなければならぬと思つて、そして、この統治の機構及び機能が簡素化されて、そして、國民負担をできるだけ軽減する形で、行つていくことが望ましいと思ひます。時代の変化に即応するよう適切な処理がその時代時代に加えられる必要があるように思ひます。

第一次臨調と言われました十数年前におきましては、日本は高度経済成長の入口にございまして、その行革の構想も、たとえば内閣府の設置とか、あるいは補佐官制度であるとか、統合あるいは

は発展的な考えに基づいた構想が中に盛り込まれたと思ひます。しかし、現在の安定成長期を迎え、かつ戦後三十年間の経験を踏まえまして、今日における國民の要望する行革とは何ぞやということをお考へてみました場合に、私は、やはり安定成長期にふさわしいような減量経営を適切に行つていくということ、それからさらに、サービスを徹底して奉仕ということに充実していく必要があると思ひます。それからさらに、この激動する八〇年代、九〇年代の将来に向かって、世界的視野に立つて日本の行政の本来あるべき姿をもう一回模索してみ、そしてしっかりとした長期的な体系のもとに個々の問題を処理していく、そういう態度が好ましいと思ひます。宇野長官のときにも、そういうふうなスタートを切つたように思ひます。

宇野長官のときは、わりあい機構減らしと言われるものに力が入つたように思ひますが、同じようなスタンダードポイントに立ちながらも、私は機構減らしよりもむしろ仕事減らしの方向に今回は力を入れていく、それと同時に、未来に向かつての日本のあり方について模索して基礎をつくつておこうと、そういう考え等に立ちまして行革案を策定した次第でございます。

○矢田部理君 行革の前提といひますか、いま一番政治や行政にとって問題にしている視点は、ロッキード、グラマン以来、あるいはKDDや鉄建公団なども含めて政財官の癒着が問題にされてきました。汚職の構造がいろいろ角度から摘発されてきております。この癒着や汚職の構造の発生源は政府の行つてきたさまざまな公共投資、補助金行政、さらには巨額の政府調達、そしてまた許認可などを媒介にしてさまざまな汚職、腐敗が噴出してきた状況にあるわけでありまして、

したがって、行革の前提、基本の問題として、行政に対する不信や政治に対する不信が非常に高まっている折でもありますだけに、こういう政財官の癒着の構造を基本的にやっばり断ち切つていく、その媒介をする許認可とかあるいは補助金行政等について根本的な見直しを行つていくということが基本の問題として据えられなければならないと思ひます。その点長官はいかがお考へでしょうか。

○國務大臣(中曾根康弘君) その点は同感でございます。

官紀を肅正して國民の期待するような清潔な行政を行つていくことは至上命令でございます。そういう面からも、もし万一癒着というやうなことがあれば、これは最も不合理な面面でございますから、そういう面を断ち切るやうな努力も懸命にしなければならぬと、このように考へております。

○矢田部理君 先ほど長官は第一次臨調に触れられ、かつ第二次臨調の構想を描いておられるようでありすが、どうも第一次臨調で昭和三十九年に答申をされたにもかかわらず、その後実効はほとんど上がつていない。せっかく臨調で答申をしたにもかかわらず具体化していない。さまざまな課題を実は残してしまつてるところへ今

度また第二臨調をつくっても、その結果がどうなるのかということを危惧する向きもあります。当面の行革を延ばすために、むしろ第二臨調という中に逃げ込むのではなからうかというような厳しい指摘もあるわけですが、第二臨調との関係、第一次臨調の答申とかかわり等についてどうお考えでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 第二臨調に逃げ込むという考えは毛頭ございません。第一次臨調におきましては四十項目ばかりの御提言がなされましたが、これで手をつけたかったというのはたしか九項目であると記憶しております。

それで、実行いたしました主な点を考えてみますと、たとえば一省一局削減あるいは総定員法の実施、あるいは行政監理委員会の設置、あるいは総合開発庁の設置という点に対応いたしました。国土庁の設置、あるいは消費者行政強化の点から見まして経済企画庁国民生活局、物価局の設置あるいは国民生活審議会等々の設置、あるいはさらに審議会の整理統合、これもかなりその間にやっておりますし、許認可事務の整理合理化、あるいは公団、公庫等特殊法人の統廃合、これも今回実行しております。そのほか貿易及び通商の自由化、許認可制度の撤廃、簡素化の問題も外為法の改正等です。これらに実行しております。

手をつけたかった点はどこであるかと申しますと、内閣府の設置、あるいは内閣補佐官の設置、総務庁の設置、あるいは地方事務官制度の廃止、あるいは行政の公正確保の手続法の制定、こういうような点はまだ手をつけておりません。

この第一次臨調がきましたときと今日とを比べてみますと、約二十年間の時間の経過がございまして、この間に石油危機が二回もありました。国際情勢も激変し、国内社会情勢も非常に変化してまいりました。いわゆる高学歴、成熟化した社会が日本に現出いたしましたし、高齢者問題やあるいはコンピュータの発達による情報公開やプライバシー問題というものも出てきておるわけ

でございます。この新しい時代に対応するような行政の体系、政府のあり方というものを探索すべき時代に來たと、いわば第一次臨調は発展期の玄関口で作成したのに対して、今回は安定成長時代、しかもそれよりより高次の複雑化した社会に対応すべき行政のあり方を探索すべき時代に來たと、そのように考えまして御提案申し上げております。

○矢田部理君 私どもも、長官の言われる行政改革の基本に、奉仕やサービスの問題ともあわせて行政機構の簡素化や効率化をするという点で反対であるわけではございません。非常に大事な点でありますけれども、同時に、長官が言われた減量経営というものを問題に供しますならば、民間でもここしばらく低成長期に当たって厳しい減量経営をやってきました。ただ、民間における減量経営と行政機構の減量経営は、おのずから中身が違ってくるだろうというふうに私は考えています。

す。民間では不採算部門を大胆に切り捨ててあるいは下請化する等々、資本の論理に従って次から次と異なる手を打ってきているわけでありまして、行政機構の場合には、長官も指摘をされておりますように、国民に対するサービスや奉仕の面を一つ大きな柱として立てていかなければならぬ。したがってまた、不採算部門だからといって切り捨てればよいという性質のものではないはずでありますから、その点で減量経営と言われてもいろいろの問題点を含んでいるわけでありまして、その点長官としてはいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) その点は同感でございます。民間の場合は私経済でございまして、主として利潤追求ということが一つの中心になっておると思っております。しかし、国家の場合は統治行為でございます。私経済とはおのずから違う点もございまして、そういう性格の差はよく認識して行う必要があると思っております。

○矢田部理君 その点で、民間の減量経営をまねるということではないと思いますが、減量経営というものをかなり正確に使っていただかないとい

ささか誤解を招く危険があると同時に、もう一つ大事なことは、財政が非常に危機的な状況にある。その財政と行革との関係についてどのようにお考えになられているでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) この不況を乗り切るために相当な公債を出しまして、そのために財政が非常時の情勢になっていることは周知の事実でございます。しかし、行革は財政のためにのみあるものではございません。これは私前から申し上げておることでございまして、統治行為という面においては防衛もございまして、外交もございまして、教育もございまして、福祉もございまして、そういう国家存立上基本的なこともございまして、必ずしも民間の私的経営とは一致しない面が非常に大きい、本質的な差であると考えております。しかしながら、また一面において国民に奉仕するといふ面から見れば、効率的で国民負担をできるだけ少なくして、そして国民の満足度のいくような統治形態機能を持つということもまた当然のことでございます。その福祉は国民が享有するということでございますから、国民本位で考えていかなければならぬと思っております。

そういう面から見ますと、高度経済成長以来、日本の官庁機構あるいは機能が複雑化し、膨大化し、肥大化した面もございまして、中には朝から晩まで一生懸命やっているところがありますが、中にはたばこをくゆらして新聞を見ているというところもなきにしもあらずです。そういうような点で一つ一つをチェックいたしまして、そうしてこのような財政危機に相応した、国民の期待に合うようなできるだけ簡素な効率化した政府をつくるということも、当面の喫緊の問題の一つであると考えております。そういうような総合的な観点に立って行革はなさるべきものと考えます。

○矢田部理君 長官の御説明にもかかわらず、財政が非常に今日危機的な状況にあることから、本来ならば増税路線をいきたい。ところが、かつて大平内閣の時代に一般消費税を問題に供して国民から厳しい指弾にさらされた。そこで、にわかに

増税路線をしるわけにはいかぬので、とりあえず行革に手をつける。しかし、手をつける中身はそう根本的なものではない。その行革を露払いにして、一般消費税を初めとする増税路線の水先案内役を務めさせるのではないかなどという厳しい指摘もあるわけでありまして、この点長官としてはどうお考えでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 行政には行政の本質がございまして、また行革には行革の本質がございまして、先ほど申し上げたとおりでございます。しかし現代における行革は、その行政の本質、つまり国民の要望に沿うような簡素効率化した政府をつくっていくという今日の時点の要請も強い点がございます。その点も民主政府である以上は考慮しなければならぬのであります。だからといって、財政再建が行革に直結する性格を必ずしも持っているとは思いません。しかし、国民が要望しているという点から見ますと、そういう点も考慮の一つには入るべきものであると考えてます。

○矢田部理君 法案に関連して何っておきたいと思っておりますが、このたび提案をされました地方支分部局の整理のための一連の法律、これは全体の行革の中ではどういう位置を占めることになるのでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 時代の要請でありまして簡素効率化の中に入るべきものと思っております。

○矢田部理君 ところが、内容を検討してみますと、どうもそう簡素効率化に役に立つものばかりとは思えない節が幾つかの点であるわけでありまして、この整理再編の基準はどういうところにあるのか、その点をまずお示しをいただきたいと思っております。

○政府委員(佐倉尚君) ブロック機関の整理再編成に関しまして、基準は何かというお話でございますが、これは昨年の十二月二十八日の閣議決定では、各機関の設置数、それから管轄区域、あるいはその事務内容、内部組織等について個別に検討の上整理をするようにということが決定されております。この趣旨に沿いまして、今回の整理再

編成におきましては、一応八局以上のグループ機関を配置する十一省庁、これにつきましても、いま申し上げましたような閣議決定に盛り込まれております。その各機関の設置数、管轄区域、事務内容等についていろいろと検討し、その広域的な行政の推進、あるいはその行政需要の変化というものに即応した組織体制の整備の観点から、各機関の実情に即した整理再編成を行おうとするものでございます。まあ一応八局以上のグループ機関を配置するというのが共通的な基準とも言えるかと思いますが、そのほかいろいろな機関があるわけでございまして、いま申し上げましたような各観点からその実情に即した整理を行おうとするものでございます。

○矢田部理君 形式的には、八局以上のブロック機関を持つ省庁について整理再編を行うというところですが、どうも実質的な検討がかなり不十分だったのではないかと、いふに思われる向きもあります。

そこで、それぞれの省庁でどこを整理再編すべきかは決めたのでしょうか、これについて行管そのものもかわったのでしょうか。

○政府委員(佐倉尚君) 各省庁のどのブロック機関についてその整理再編成を行うかということにつきましては、当然私どもの行政管理局とその機関の主管庁である各省庁と、いろいろ協議を重ねまして、いろいろ細かな点までもなるべく詰めて決定していった次第でございます。各省庁と協議の上、現在の法案に盛り込まれております内容について決めていったというのが実情でございます。

○矢田部理君 八局以上あるところでも除外した省庁はございますか。

○政府委員(佐倉尚君) 除外されたところということでございますけれども、一応検討の対象にはすべてしております。ただ、いろいろな諸条件、各省庁との協議等の過程で防衛施設局とか、そういったところは現地のそういういろいろな事務があるというように考えられるところにつきましては今回の整理の対象からは除外したところがございます。

ございまして、一応検討の対象には全部しております。

○矢田部理君 私は、検討の対象にしたかどうかは、除外した省庁ということでも何ったのですが、防衛施設局、防衛庁関係がこの対象から結果的には外されている。これはどういうわけでしょうか。

○政府委員(佐倉尚君) 防衛施設局につきましては、基地の確保あるいはその安定的な使用という業務の性格等にかんがみまして、整理に関する各方面のコンセンサスが今回は得られなかったというところでこの法案には盛り込まれておらない次第でございます。

○矢田部理君 そういう意味で言えば、各省庁とも必要に応じてそれぞれブロック機関を配置をしているのでありまして、いまだ程度の理由で防衛施設局を排除する理由にはならないと私は考えるんですが、どうもいろいろ検討してみますと、防衛問題がきわめて政治的に大事である、とくに最近浮上してきているということから、たとえば来年度予算についても防衛予算だけは特別枠をつくるということ、全体として、政府全体の中に防衛庁、自衛隊関係を特別視する思想の一つのあらわれではないかと思われるのでありますが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(佐倉尚君) 私どもの方の考え方では、別に特殊視しているということとはございませんで、全部検討の対象にしたわけでございます。防衛施設局につきましては、先ほど申し上げましたように、全体のコンセンサスが今回は得られなかったということでございます。防衛施設局を特殊視して外したということでは決してございせん。

○矢田部理君 他の省庁についてはかなり無理をして押しつけているきらいがないでもない。また、そういうことが顕著にあらわれていることもあるのでありますが、防衛庁だけ特別扱いをするというやり方についてはいかにも納得できないところでありまして、各省庁の問題点等について逐

次質疑をしていきたいと思います。

最初に、法務省であります。法務省が入管関係の各事務等について整理再編をされた、あるいはされようとしている経過と理由についてまず説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(小杉昭夫君) 私ども、今回の行政改革の目的は行政の簡素化、効率化にあるというふうに考えておるわけでございますが、その意味では、不要のものを整理するばかりではなく、私ども入管の業務量が著しく増大しており、また業務の内容といたしまして過去三十年間かなり変質をしておるわけでございまして、そのような質の変化というふうなものに対応して最も現状に合った姿、それに再編成することもこれまた必要なことではなからうかと考えておるわけでござい

ます。

入国管理事務所の場合は、戦後の業務量及び業務内容に著しい変化があったにもかかわらず、発足以来過去三十年間ほとんど組織の骨格に変わりを加えてきていないというのが実態でございます。まして、今回のこの行革の機会に入国管理事務所を対象にして合理化を考えると、これもまたひとつ時宜を得た措置ではないかというふうに考えておるわけでござい

ます。

○矢田部理君 法務省の入管業務というのは、特に高度成長期以降急速に入出国関係の人たちがふえて、むしろ増員要求が出されているというふうな状況もあるように聞いております。業務の実態が最近どういう傾向にあるのか、その点をお話しいただきたいと同時に、増員要求等も出されている折から、そこを再編整理したからといってどうも簡素化、効率化、とりわけ簡素化の要請にたえないということにはならぬのじゃないかという感じもしないではないのですが、その点いかがお考えでしょうか。

○政府委員(小杉昭夫君) ただいま先生から御指摘ございましたように、入管の業務量というものは近年飛躍的な増大を示しております。現に外国人の入出国の数だけでも十年前に比べますと実に

何と四倍強、日本人の出帰国に至っては八倍というふうな急増ぶりをお示しておるわけでござい

ます。それに加えて、近年地方空港の国際化というふうな現象もございまして、昨年だけをとりましても、小松、長崎、熊本というふうな地方空港に国際線が就航する等、私ども出先の事務所の

ないような場所に新たな業務が発生する、そういうような意味で業務量の増大はまことに著しいものがあるわけでござい

ます。

このような業務量増大に対応するためにはどうしたらよいのかということになりますと、確かに定員の増であるとか予算の大幅増加あるいは機構の新設、増設というふうな方法で対応するのが恐らく高度成長期であれば当然の正攻法であつたろうと考えるわけでござい

ますけれども、御承知のとおりこの数年の国家財政事情のもとで、このような増大いたしました業務量の処理のために何がわれわれとしてできるかということをお考え

てみますと、大幅な定員増、予算増、機構の新設というものが認められない現状でありますので、結局のところ、現在私どもに認められております定員あるいはすでに認められております予算の幅というふうなものの範囲内で人員を適正に再配置するということによって行政サービスの効率化を図るということしか方法がないのではないかと。実はそういう考え方に基づいて、私ども過去数年

あろうかと思うのでありますが、従来十四事務所
あったものが八つに整理統合されるということに
なった場合に、とりわけサービス部門についてど
ういうふうな変化が起こるのか、これが弱くなる
傾向がないのか等々含めて法務省の考え方をた
だしておきたいと思ひます。

○政府委員(小杉照夫君) 現在十四ございます事
務所をこのたび八局の形に再編するわけでござ
います。この再編の結果、いままで十四の事務
所にはほぼ平等に振り分かれておりました管理
部門の要員というふうなものがその他のサービ
ス部門に配転する余地が出てくるわけでござ
います。そういう意味で、再編によって生じま
す管理部門等の所掌事務の変動に合わせま
して合理的な人員の配置というものが可能に
なると考えておるわけでございまして、先
ほど来申し上げておりますように、業務量が
著しく増加しておるといふ現状から見ま
して、総体として現在私どもが持つて
おります定員を縮減するといふことはできな
いといふふうに考えておるわけでございま
す。

また現に、今回の行革によりまして格下
になる事務所等がございますけれども、たと
えば横浜、神戸というふうな事務所にお
きましては、管内に在留しております外
国人が多いこともございまして、これら
の外国人に対する行政サービスが低下
しないよう在留管理業務を従来どおり
やらせるといふような方針で現在検討
を進めております。また、その他下関
あるいは鹿児島のようなケースにつ
きまして、在留審査関係の諸申請を
局へ取り次がせるというふうなサー
ビスをすること等によりまして、行政
サービスが全体として低下すること
がないように考えておるわけでござ
います。

ただ、以上のような施策を実現して
まいりたいと思ひます。何ともしよ
うな所要の人員増というものが確保
されることが必要でございまして、
そのような意味で、現在所管当局に
もその旨強く要望を続けておる
といふことでございます。

置換なり、サービス部門への転換なりを予定
しているのでしょうか。

○政府委員(小杉照夫君) これは、現在具
体的な各局、支局あるいは出張所などに詰
めを行つておる段階でございまして、私
どももいたしましては、そのような形
の人員再配置といふものを積極的
に考えたいといふふうに考えてお
るところでございます。

○矢田部理君 配置転換等に伴つて、当然、
職員の労働条件とか居住の環境とか、
いろいろな変化が起こってくるわけ
であります。その辺、職員との間の
交渉なり、話し合い等は行われて
いるのでしょうか。

○政府委員(小杉照夫君) 現在、この
法案が通ることを前提に、そのよう
な話し合いを行う準備をやつてお
るというところでございまして、現
実にだれがどこに移るかといふよう
な個々の問題につきましては、い
まだ最終的な決定はないわけで
ございまして、個別的な折衝とい
うようなものは行つておりませ
ん。将来はそういう形の話し合
いといふものは必ずや持たれる
ものと考えております。

○矢田部理君 職員が大量に配置転換
するあるいは異動するといふこと
になりますれば、さまざまの労
働関係の問題も起こってくると思
ひますが、職員の意向なども十分
尊重して誠実に話し合いをされ
ることを特に期待しておきたい
と思ひます。

○政府委員(小杉照夫君) 先生のお話
を十分休まして処理に当たりたい
と思ひます。

○矢田部理君 大蔵省関係の方、見
えておりますが、大蔵省は省内に
は幾つかの部門があるわけであ
りますが、特に財務局を整理の対
象とした理由、経過などをまず御
説明をいただきたいと思ひます。

○説明員(名本公洲君) 大蔵省には、
御案内のとおり、大蔵省の税関
関係のものを除きました総合出
先機関として財務局、関税を担
当をします税関、それから国税
を担当しております国税局、三
つの

出先を持つておるわけでござ
いますけれども、そのいづれにつ
きまして、昨年暮れのブロック機
関の整理統合について大蔵省と
しては考えていくといふことを
検討してまいります場合、先
ほどの法務省の方からお話
がございましたが、税関につ
いて見ますと、出入国者が
外国人、日本人を含め
まして非常に増加を
しておるわけでござ
います。

また貿易につきま
して輸出件数、輸入
件数ともに大変増加
を見ておるといふよ
うな状況が税関につ
いてはございませ
ん。また、国税につ
いて見ますと、納税
申告の件数は大変
な量に最近上つて
きておりました。い
わゆる課税の公平
という面が強い
といふ面を充
実してまいります
につかましても、
国税当局につ
きまして整理再
編成といふこと、
統合整理とい
ふことを考
えてまいるの
はなかなか実
情にそぐわな
い。言つてみ
れば、私ども
の方として申
し上げてみ
ますならば不
可能に近い
といふふう
に考えられ
るわけでござ
います。

財務局につ
きましても同
様の事情があ
るわけでござ
います。この
三つの性格
の異なるま
す。財務局
についてこれ
を行うこと
の方が行政
を完全に遂
行してまい
るという意
味において
は、まだ耐
え得る、あ
るいは何と
かやってい
けるという
面がある
といふこと
によりま
して、財務
局の統合
といふこと
において大
蔵省といた
しましては
お願いする
といふこと
になつた
ものでござ
います。

○矢田部理君 全国でブロック
関係の財務局は十
カ所あるとい
ふふうに向
つてござい
ますが、そ
の中、規模
的にも中位
にある南北
九州の財務
局を選定
されたのは
これまたど
ういう理由
によるもの
でしょうか。

○説明員(名本公洲君) 財務局は、
先生御指摘の
とおり、現
在十局ござ
います。こ
の十局の中
に、一局を
削減してい
すれども統
合するとい
う点につ
きまして種
々検討を行
つたわけで
ございま
すが、各省
庁のブロック
機関の状況
等を見てま
いります

と、どちらかと申しますと九州
一局という省
庁がかなり
あるわけで
ございませ
ん。私ども
もいたし
ましては、
どの局も
いづれも
大変重要
な局であ
るといふ
ふうにと
考えてお
ります
が、各省
庁にお
きま
す各種
のブ
ロック
機関
等
のあり
方を
も考
えな
が
ら検
討
いた
して
まい
りま
して、
九州
を一
つの
ブ
ロッ
クと
して
考
え
る
とい
う
こ
と
は
ま
た
か
な
り
合
理
的
な
判
断
で
は
な
か
ら
う
か
とい
う
ふ
う
な
こ
と
で
ござ
い
ま
し
て、
九州
につ
き
ま
し
て
こ
れ
を
統
合
を
行
う
い
ふ
ふ
う
に
決
定
を
いた
した
も
の
で
ござ
い
ま
す。

○矢田部理君 その九州の問題
であります。福岡と熊本で
長い間いろいろな論議が交
わされてきたように思われ
ます。そういう論議の経過
を踏まえてはありましょ
うけれども、北を南の方
に統合するといふ方向づけ
をされたのはこれまたい
かなる理由によるもので
しょうか。

○説明員(名本公洲君) 南北両
財務局を九州財務局
に統合するに当たりま
して、本局を熊本に置
くか福岡に置くかとい
うのは、これは大変む
ずかしい決定を大蔵省
としていたしたのでござ
います。その決定に
当たりましては、非常
に長い議論を省内
においても行つて
おるわけでござ
います。つまり、行政
需要、それから地元の
実情、それから財務
局——かつては大蔵
省は出先機関とし
ましては、税関を除
きまして財務局一本
であつたわけでござ
います。国税庁が税
務の執行機関として
戦後分かれましては
財務局一本でやつ
ておりましたが、そ
の当時以来の財務
局の設置場所の経緯
であるとか、そ
ういふふうなものを
種々検討いたした
結果、総合的な
判断の上で最終
的に熊本に本局
を置くという決
定をしたという
次第でございま
す。

○矢田部理君 どうも一つにまと
めるに当たつて、
福岡から熊本に
持つていった経
過にはかなり政
治的な綱引きが
行われたとい
うふうにも言
われておる
ますが、あ
なたの挙げ
た理由の中
に、行政需
要といふこ
とが言われ
ました。行政
需要から考
えてみます
と、これは
まあ客観
的なデータ
でありま
すが、むし
ろ福岡の方
が経済活動
も盛んだし、

九州において経済の中心地でもあるわけでありまして、行政需要は多いのではないかと、いうふう

それから、財務局の業務の中で非常に現在全体として大きなウエートを占めておりますのが管財、いわゆる国有財産管理業務でございます。国有財産管理で直接財務局が管理いたしております普通財産をとって見ますと、これは北九州財務局の方が件数、面積とも多うございます。しかし、

○説明員(名本公洲君) 先生御指摘のように、北九州財務局におきまして定員は北九州の方が二十人程度多いことは事実でございます。これは、行政需要がその割合において高いことを示しているというふうに考えます。

係があるわけでありまして、金融機関はどうなっているでしょうか。先ほどあなたは信用金庫だけの例を引かれて、南の経済が弱いからどちらかというと信用金庫の規模のものは南の方が多いいと思ひますが、全体の金融ということで考えてみるとどういふ数値になるでしょうか。

○説明員(名本公洲君) 財務局の行政需要でございますが、確かに大蔵省、経済官庁でございます。御指摘のとおり、九州におきましては北九州の方にウエートがあるということは事実でございます。しかし財務局は、大蔵省の総合出先機関とい

その事務を所掌します財務局でございますが、国有財産全体を総括するという意味におきまして、各省の行政財産についての指導、監査ということも、これも業務になっているわけですが、そういう面になりますと、これは三県、四県という分け方の結果かとも思ひますが、熊本の方が多いというふうになっておりました。私どもの財務局、財務部の仕事のそういう行政需要というものを細かく見てまいりますと、一見北九州の方に非常に大きなウエートがあるようにも考えられるわけでございますけれども、細かく見てまいりますと必ずしもそのようにも言いがたい面があるというのが実情であります。

○矢田部理君 あなたは、九州を統合するに当たって南の方に持っていた最大の理由として第一に挙げられたのは行政需要だと、私がその中身をただしていったら、幾つかの事例を挙げて説明したてはありませんか。私は、何も南や北に直接の利害を持つわけではなくありせんけれども、やっぱり行政改革というのは、ある意味で客観的に、あるいは地元の実情に十分即応した形でやらなければ、政治的な介入や綱引きによって行われるというやり方が公然とまかり通っていることに私は非常に不満を持っているわけなんです。

○説明員(名本公洲君) 証券も、東京に本店があるものを除きまして、北九州にございますのが三社、それから南九州は一社でございます。店舗数は北九州が六十四店舗、南九州が三十三店舗ということになっております。

また金融、証券業務につきましては、金融、証券活動から見ますと確かに北九州にウエートが多いことは事実でございます。しかし、財務局、財務部におきまして主力として取り扱っておりますものは、実は地方銀行、相互銀行よりも信用金庫になっております。信用組合の業務はこれは都道府県が行っておりますが、信用金庫ということになってまいりますと、実はこれも数としては現在の熊本財務局管内の方が多いというふうな実情もござい

○矢田部理君 さらに理財関係の仕事として、資金運用部地方資金貸し付けが行われているわけでありまして、その残高は南と北で分けてどうなっているでしょうか。

○説明員(名本公洲君) これは、地方債の貸付件数で申しますと、北九州が三千五百三十件、南九州が四千七百七十三件でございます。金額的に申しますと、これはいわゆる一般に言われる振がし資金でございますが、長期の融資残高でございます

○説明員(名本公洲君) これは、地方債の貸付件数で申しますと、北九州が三千五百三十件、南九州が四千七百七十三件でございます。金額的に申しますと、これはいわゆる一般に言われる振がし資金でございますが、長期の融資残高でございます

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

また、理財系統の業務で大きいものに起債の業務がござい

すが、先ほども申し上げましたように金額では北の方が多うございますが、約八千三百六十億、南九州の所管しておりますものが約六千二百六十億でございます。

○矢田部理君 一々聞いていくと幾らでもあるんですが、そのほか、たとえば業務の一つとされる有価証券の報告書提出会社数、これも北の方が圧倒的に多い。証券取引所は北にしかない。さらに、国有財産の管理等についても北の方が圧倒的であるということを考えてみますと、あなたが言われるように大蔵省は経済官庁でしょう、経済のニーズにどう対応していくのかということが出先機関の、とりわけ地方経済とのかかわりで大きな役割を持っているとされているとすれば、どう見たって南の方に持っていくという合理的な根拠はない。きわめて不合理な政治的な綱引きで南の方に決まった。

長官、こういうことがいろんな部署で行われている。各省庁見ましても、どうも省庁の中でも弱いところがあるいは政治的にバックアップの小さいところがやっぱり整理統合の攻撃にさらされる。こういうことで、行政改革の一つの視点としてはやっぱり公正さを保つ、地元のニーズにこたえるというようなファクターがあらうかと思うんですが、こういう客観的な根拠のない、きわめて不合理なことが公然とやられようとしている。長官、この点どうお考えでしょう。

○国務大臣(中曾根康弘君) 各ブロック機関は、その各省庁におかれていろいろ総合的な観点から御選定願ったものだと思っております。

いまの九州の南北問題につきましては、確かに北におっしゃるような経済活動は北の方が稠密でございます。経済的に見る限りは、確かに北の方がそういう点では重要性を持っておるような気がします。しかし、国有財産管理とかあるいはそのほかの総合的ないろんな面を考えると、南の方の重要性もまた否定することはできないと思います。

結局、私の感じを申し上げますと、官庁の配置

というものはできるだけ、まあ合理性も大事でありますけれども、国土全体に普遍的に置いて、バランスをとって置くということも、これからの考え方として一つの要素ではないかという気もいたします。新宿に副都心というのができましたけれども、やっぱりあれで新宿というものがぐっと伸びていった。そういうようなもので、ある程度国土全体のバランスというものはこれから考えていく必要がありはしないか。東京にばかり官庁が集まって人口が稠密になる、北九州ばかりに集まって水が足りなくなる、そういうようなことも考える要素があるんじゃないかと、私個人の考えであります。そういう点も考える必要があるんじゃないか。

それで、南北の論争をいろんな面から考えてみますと、兄たちがたく弟たちがたし、両方重要性においては兄たちがたく弟たちがたしと、結局、最後は住民の愛憎度といえますか執着度といえますか、これも同じである。それで、最後に判定するということになると歴史になりやしないかと。そうすると、南の方は明治二十九年にできて相当古い長い歴史を持っておいて、そういうような沿革から見ると南の方に軍配を上げざるを得なかったのではないかと、私はそういうふうに見えておったところでございます。

○矢田部理君 長官は合理主義者だと思つていますが、なかなか情緒的な話で……

歴史で事を決めるということになりますと、果たしてこれから先の行革はどんなものになるのかということ、きわめて心配になってきます。もともと行政官庁の中でも経済面を主として担当する官庁ですから、経済的なニーズにこたえるということが基本じゃないでしょうか。そういう基本的な合理性すらもやっぱり譲歩して、歴史に焦点を置くということになりますと、行政改革の先行きがきわめておもんばかれるわけでありまして、いかがなものでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 確かに、行政改革は合理性の追求が第一でございます。それはお説の

とおりでございますけれども、また別の観点から見まして、甲乙つけがたいという場合にはそういう歴史に頼るというのも一つのやり方ではないか、そういうふうに考えます。

○矢田部理君 率直に言つて、長官の御説明も歴史が経済かということになれば歴史をとると、しかも行政需要の角度から見ればこれはもう客観的事実でありますから、何としてもそれは大蔵省の説明には事実として納得しかねる、説得性がありません。この点は質問としては留保をしながら次の問題に移っていきたいと思いますが、了解しております。

そこで、各論のさらに各論に移りたいと思いますが、南北を統合するに当たつて、附則で幾つかの整理のための法文、法案が予定されております。附則の八条、十三条、十七条であります。八条は御承知のように信用組合などの金融機関に関するもの、十三条は外国証券業者にかかわるもの、そして十七条は証券、相銀、信金などに関する条項であります。これは北を廃止する方向で検討するに当たつて南に持つていく。当面、北については財務支局として残すということから、権限を支局にも与えるという趣旨の法律のように思われるわけでありまして、そうでしょうか。

○説明員(名本公洲君) 財務局本局を熊本に置くこととしたしておりますので、先生先ほど来御指摘のように、金融、証券の業務におきましては北九州の方が九州全体にとりましてもウェイトが多うございます。そういうことから、福岡財務支局長に財務局長と同様の権限を与えて、金融、証券業務につきましては福岡財務支局長限りで種々の行政が行えるように措置をするというものでござい

○矢田部理君 そうしますと、北の方は廃止をするが、従来財務局長が持つておった権限はそのまま今度は支局長ということになりますか。支局長に全部権限を与えることになるんでしょうか。従来財務局長が持つておった権限をすべて支局長に委譲するということになるんでしょうか。

○説明員(名本公洲君) この法案にございます各法律で財務局長が行使しております権限は、同様に支局長に与えることとでございます。

○矢田部理君 委譲されない権限はありますか。

○説明員(名本公洲君) 附則で手当てをしております証券、金融に関する部分につきましては権限は委譲されますが、支局長は当然のことながら本局の局長の部下に当たるわけでございますから、そういう面におきます指導監督というものは当然受けることとなります。この法律に書いてありますもの以外につきましては、まだ今後の検討を要する問題でございますけれども、本局の指示を受けながらやっていく面がかなり出てくるであらうというふうに考えます。

○矢田部理君 抽象的な答えなんですけれども、この証券、金融に関する権限は支局長に与えるということで附則で規定が置かれることになったわけでありまして、たとえば国有財産管理の重要な一つでありますところの公務員宿舎に関する権限が局長にはあります。たしか國家公務員宿舎法に規定をされていいると思ふんですが、他の法律の条項に基づき権限は今度の附則で支局長に与えることになっているのに、国有財産、なかんづく公務員宿舎等に関する権限については法改正が提出されてない。これはいかなる事由に基づくものでしょうか。

○説明員(名本公洲君) この法案の附則で措置してありますもの以外につきましては、北九州におきまして統括的に行政を執行した方が効率的であるというような部分につきましては、財務局長から支局長に権限を委任するというのを今後考えてまいりたいというふうに考えておりますが、たとえば国有財産について申し上げますと、これは法律の手当てをいたしてございせんが、財務局長にという条文ではございせんが、財務局長だけでなくその他の支分部局、たとえば財務部長でも現在権限を持っておりますが、そういうふうな委譲ができる法律のためになつておりますから、今回のこの法案におきましては特段の手当て

をいたしてないわけでございます。

○矢田部理君 公務員宿舎法七条三項では、財務局長が持っていた権限を委譲するためには、先ほどの金融関係の法改正とあわせて法改正が必要なんじゃないでしょうか。

○説明員(名本公洲君) 財務局長から、これは内部的な事務手続といたしまして、現在でも財務部長に権限をかなりの部分、宿舎についても委任いたしてございまして、必要に応じてそういう内部の事務の委任というところをどうするかという問題は、考慮してまいらなければならぬというふうなふうに思っておりますし、法律的には可能であるというふうに考えております。

○矢田部理君 部分的に委譲したりなんかすることは可能でしょうが、全国的に財務局長が持つておいた権限を支局長に与えるためには、法改正が必要なんじゃないですか。法改正なしに全部与えることができますか。

○説明員(名本公洲君) 全面的に支局長に与えてしまうことは法律上の問題があるかと思っておりますが、この問題につきましては、公務員宿舎は公務員に対するものでございまして、私も今回この法案につきまして種々な検討を遂げたわけでございまして、その際には、住民に対するサービスにおいて低下することがないようにということを考えてまいりました。先生御指摘の公務員宿舎につきましては、これは公務員に対するものでございまして、ある程度のそういう面におきまして行政不便というものは公務員全体としてあるいは忍んでいただかなければならぬこともあるというふうな考え方で、現在公務員宿舎の管理という面につきまして必要な、そこに入居しておる公務員に對しては行政という面は、現在の状況におきまして財務部に権限を委譲いたしまして行われておりまして、不適当な状況になっておるとい状況にはないというふうに考えておりますので、現在の法律のままで管理運営は十分やっておりますものというふうに考えたわけでございます。

○矢田部理君 どうも大蔵省にしては適切な悪

い説得性のない答弁なんです。つまり、支局長に理財関係については全面的に権限を委譲する。財産管理部門については、法律上の権限規定があるにもかかわらず、これについて法改正をしない。きわめて片手落ちなやり方なんじゃないでしょうか。いま大変苦しい無理やりの説明をしておりますけれども、あなたの説明じゃ全く説得性ありませんよ。やはり整理とか統廃合に当たっては、住民サービス、経済のニーズに応じてどうするかということとあわせて、そういうところをやっぱり明確にしていかなければならぬ。地獄に混乱が起きる。権限の分配や委譲の関係がどうなるのかということとは、とりわけ法改正が必要なものについてはこの際一括して出すべきなんではないかと、一部を出して一部が従前のままということだと現地でも混乱が起きる。権限の分配について不明確さが残る。何とかやっていたりとか、運用面で何とかという性質のものじゃないはず。特に幾つかの法律を、関係法令を挙げて附則でその改正を提案をしている以上は、一部だけ提案をして一部だけ残すというやり方では全体の整合性の問題もあるわけでありまして、この辺についても再度やったり検討を求めたいと思っております。

○委員(林道君) 午前十一時五十六分休憩

午後一時四分開会
○委員長(林道君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

地方支分部局の整理のための行政管理局設置法等の一部を改正する法律案の審査のため、来る十

一月四日の委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

○委員(林道君) 御異議ないと認めます。

○委員長(林道君) 御異議ないと認めます。これでは、参考人の人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

○委員(林道君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(林道君) 休憩前に引き続き、地方支分部局の整理のための行政管理局設置法等の一部を改正する法律案及び地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、四行政監察支局等の設置に關し承認を求めるの件を一括して議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○矢田部理君 午前中に引き続き、私の方から質問をいたします。

大蔵省ですが、午前の最後に問題にしました国家公務員宿舎法の関係であります。本来ならば附則で金融、証券関係法の改正とあわせてこの改正をすべきだったというふうに考えるわけでありまして、それが出ておりません。その点については非常に問題が残るわけでありまして、特にこの宿舎法の七条三項では「大臣は、財務局長に、宿舎の設置等の総括に關する事務の一部を委任することとができる」、財務局長には委任できるが、支局長には委任できる規定になっておりません。公務員は身内だからという考え方があったのかもしれませんけれども、しかし公務員たりとも居住の關係では市民生活を営むわけでありまして、単なる身内論だけで宿舎や居住の關係を律するのはいかかとも思われますので、少なくとも運用の面でそういう業務に支障のないように十分に配慮すべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○説明員(名本公洲君) 先生御指摘のように、国家公務員宿舎法におきまして、財務局長に大蔵大臣から総括に關する事務が委任されてございまして、総括に關する事務は、御承知のように公務員宿舎には……

○矢田部理君 いまは私の質問にだけ答えてくれればいい。

○説明員(名本公洲君) 宿舎には、各省庁別の宿舎と合同宿舎と両方ございまして、各省庁が設置します場合にその総合調整を図るという業務でございます。これにつきましては、財務局長の方に法律によりまして委任するというところになってございまして、直接の入居關係あるいはその維持、補修、そういう面につきましては、現在すでに財務部の方に、あるいは財務局所在地の県でございまして財務局所在地の県で財務局長がやっておりますが、そのようになつておまして、入居する職員についても不便は及ばないという実態になつておるわけでございまして、ここで「財務局長」となつておられますが、総括に關する事務、総合調整の部分でございまして、

○矢田部理君 私が言っている質問に的確に答えてください。

つまり、財務局長が持つておいた権限が支局長にはいかにないという法制になつてゐるから、本来ならば他の法律を附則で全部改正してゐるのに、ここだけ残してしまつたということは法律の体裁上も問題が残るし、かつ、運用上も問題が残る可能性があるので、少なくとも今後、だからといって支障がないように運用、運営をやるべきだ。そうしますという答えさえいただければいいんで、説明を聞かなくなつて私は調べているからわかっているんです。

○説明員(名本公洲君) 総括に關する事務につきまして必要に応じて福岡支局長にも委任いたしまして、事務に滞りのないようになつてまいりたいと、かように考えます。

○矢田部理君 ちょっと不十分ですが、次の問題に移ります。

この地方支分部局整理のための法律は、各省庁

にまたがっている関係もあって、したがって法案そのものが統一性を欠いているといえますか、いろんな乱れや状況に應じた対応があるわけでありますが、その一つの特徴に、財務局あるいは地方医務局、行政監察局などが当たるわけでありますが、六十三年の三月末日までに「廃止するものとする」という規定がございまして、で、「廃止するものとする」という規定があるのはこの三つだけでありまして、他はそうはなっていない。局を部に格下げするとかという性質のものになっていく。さらに、林野庁関係について言えば、ほかの省庁は部局を特定をしているわけでありまして、特定すらしていないという点でも非常に問題が残るわけでありまして、この点は後に問題にするといまして、この「廃止する」と言わずに、「廃止するものとする」という規定になっていくわけでありまして、「廃止する」と「廃止するものとする」との違いを行管庁からまず説明をいただきたいと思っております。

○政府委員(佐倉尚君) 御指摘の「廃止するものとする」ということは、決められました期日まで廃止するかどうかを検討して廃止の手続を改めてとると、こういうのがその「廃止するものとする」ということの文意の解釈であるというふうな承知しております。

○矢田部理君 そうしますと、この法律で直接廃止をするということではなくて、廃止するためには新たな手続をとると、こういうことになるわけですね。

○政府委員(佐倉尚君) 「廃止するものとする」という文意から、そうなるものと承知しております。

○矢田部理君 そこで、また財務局に戻って伺いたいのでありますが、福岡は財務支局とすると。この支局になった福岡は、さらに六十三年の三月末日までに「廃止するものとする」という規定につながるものになるわけでありまして、具体的にどんなことを考えておられるのか。つまり、廃止の方向づけで逐次仕事なり人なりを減らしていく

という漸減方式をとるのか。支局としては、従来財務局自身が持つておいた権限を大部分引き継ぎながら、そのまゝの状態に六十三年三月末日まで維持をしていくという考えなのか、その辺をまず伺っておきたいと思っております。

○説明員(名本公洲君) 財務支局であります間におきましては、私どもといたしましては住民の方々に対します行政サービスが低下することのないように、なるたけに種々簡素合理化は図ってまいりますけれども、それによって行政サービスが低下することのないような形でこの五年間を福岡財務支局がおります間は存続をさしていきたいというふうな考えでおるわけでございます。

○矢田部理君 そうしますと、ほぼ現状どおりに六十三年三月末日まで現体制を維持してやっていくということが基本になりますか。

○説明員(名本公洲君) 特に福岡におきましては金融、証券に關します行政需要が多いということもございまして、法律で手当てしてございまして、そういう面につきましてはほぼ現状のままこの五年間は推移せざるを得ないというふうな考えであります。先ほどお話のございました管財系統の業務、それから特に管理部門等につきましては、一層簡素合理化の方途を講じてまいることが必要であろうかというふうな考えでございます。

○矢田部理君 基本的にはほとんど変わらないと、財務局長がやっておいたのは支局長になる、権限的には、体制としてもそういう立場でいくということでありまして、それはそれとしてお聞きをしますが、そうしますと、六十三年三月末日になったときに今度はばさつとやるんですか。新たな手続をとるという手続というのはどういうことを意味しているのか。これは行管庁と大蔵省と双方に伺っておきたいと思っております。

○政府委員(佐倉尚君) サンセット条項とわれわれ呼んでおりますけれども、六十三年三月三十一日に三つの機関につきまして「廃止するものとする」という規定がございまして、これは「廃止するものとする」というのは、当然のことながら

現在の判断、方針を書いたものでございまして、その期日までにいろいろ状況等あるいは事務処理をさらに効率的にやれるものかどうかといったような点をそれぞれ詳細に詰めていきまして、それで六十三年三月三十一日に廃止するという手続をとるという現段階における方針、判断をこの条項で示しておるといふふうに考えられるわけでございます。でございまして、そのときにどういふふうな手続あるいはその後どのような措置をとるかというところは、そのときまでにいろいろと検討して決めていく問題であるというふうな考えでございます。

○矢田部理君 どうもいまひとつわかりにくいお話なんです。

そうすると、その段階でその時点における条件等を考慮して新たな立法措置なり行政措置をもう一度とるといふ趣旨なんですか、手続という意味は。

○政府委員(佐倉尚君) たゞは、これは先の話でございましてから確定的なことはもちろん申せないわけでございますけれども、この条項の設けられている三つの機関につきましてはほかの機関――ほかの機関と申しますのは、たとえば財務局であれば各県に財務部があるわけでございますけれども、そういうものとの均衡、それからその事務をどのように配分していくか、大きな問題から小さなものまでいろいろございまして、六十三年三月三十一日までに所要のいろいろな措置がでるかどうか、あるいはできる必要があるかどうかというところをさらに検討して決めるというふうな考えられます。もちろん、現段階でこの方針が示されているということは、やはりこの法案に盛り込まれております機関の簡素化、効率化という方向でやるということでございますので、現段階におけるその方針をここに盛り込んだものというふうな考えられます。

○矢田部理君 どうも何度聞いてもわかりませんね。特別な立法措置でもまたするということなん

ですか、その段階で、六十三年三月の時点で、その後の経過や条件を見て。この法律だけでは即廃止ということにはならぬと、新たな手続をとるんだと。その新たな手続というのは、新たな立法措置をその後の経過を見てとるといふ趣旨なのかどうかということも含めて答えて下さい。

○政府委員(佐倉尚君) この条項の置かれました趣旨は先ほど御説明したとおりでございますが、ここに置かれて三種類の支局につきまして、現在お願いしておりますこの整理法案で自動的に廃止するということにはなりませんので、そのときに改めて法律の手続が必要かと存じます。

○矢田部理君 五年先に改めて立法措置が必要だということならば、行政の方針としてしかるべく内部的にその作業を進めりゃいいじゃないですか。いま立法は必要ないじゃないですか。その六十三年の三月末日の段階で、行政内部で進めたさまざまな効率化なり簡素化なりがどういう状況で進んできたかということにやらんで改めてそのとき考えればいいことじゃありませんか。話としてきわめて不徹底でもあるしあいまいでもあるし、無用ないろんな混乱が生ずることでもあるし、どうもあなたの説明はわかりませんね。

○政府委員(佐倉尚君) いま御議論になっておりますこの部分は支局を置くわけでございまして、この支局については六十三年三月三十一日までに廃止するわけでございまして、そのときに改めてその手続をとるといふことでございまして、それで、そのときまでに重大ないろいろな環境等の変化がなければ、この廃止するという方針で措置がされるというふうな承知しております。

○矢田部理君 わかりました。これは揚げ足取るようだけれども、そうすると環境の変化があれば廃止しないということになるわけですね、ということも少なくともあり得る、論理的には、ということになりますね、あなたのいまの言い方によれば。

○政府委員(佐倉尚君) 現段階においては、その「廃止するものとする」という基本的な方針、判

断が示されているわけでございます。

○矢田部理君 そうすると、これは単なる精神条項みたいなものですか。任意規定とか訓示規定とかという議論もありますが、いわば行政の努力目標的な規定ですか。

○政府委員(佐倉尚君) この法案の目的は、やはり機関の簡素化、効率化でございますので、それをさらに徹底して、この三つの機関につきまして六十三年三月三十一日というサンセット条項を設けたものというふうに考えます。でございますので、単なる訓示規定というよりは、やはりこのときに廃止されるものとするという現段階の基本的な方向、判断、方針をここに示しているものというふうに理解しております。

○矢田部理君 いずれにしても、そうすると、結論的に言えばこの法律そのもので廃止になるのではなくて、新たな立法措置をその段階でとると、環境の変化があれば、現段階の判断であるから、そのときにはまた別途の判断もある得るというふうに今度は私の方では理解させていただいていいわけですね。

○政府委員(佐倉尚君) 「廃止するものとする。」ということとは、先ほどから御説明しましたとおりでございますけれども、その際に、その支局を廃止してどのような措置をとるかという点は現段階でははっきりと詰めることができませんので、この段階でそれらの判断を下して措置するものというのがいまの段階の方針であり、判断でございます。先生、途中の環境の変化に重大なものがあれば改めて廃止しないこともあるのかというふうなお話でございますけれども、現段階においては「廃止するものとする。」ということでございます。重大な環境の変化があるというふうにいるんな各方面の御判断があれば、また「話は別だ」と呼ぶ者あり。話はそのとき、そのときの話になるのかもしれません。けれども、現段階としては「廃止するものとする。」という方針が示されているわけでございます。

○矢田部理君 余り各論的なことばかりで恐縮な

んですが、どうも各論を聞きますと、長官の哲学とは別に大分いろんな乱れや問題がいずれ六十年末ころにはさらに持ち越される可能性はきわめて強いというふうな受け取らざるを得ないわけでありますが、この段階でも、しかし財務局に

言え、地域住民なりあるいは関係業界なりに対するサービス等々は低下させないという一線は維持するんですか、財務局としては。

○説明員(名本公洲君) 先生の御指摘の点は五十九年度末のことかと存じますが、私どもとしては、五十九年度末で支局が廃止されたいという段階におきまして、住民に対する行政サービスを維持していくという観点からどういう体制が最も適当であるかというのをその時点において判断をいたし、所要の措置をとらなければならぬというふうに考えております。

○矢田部理君 どういうことを五十九年度末に想定するのは知りませんが、たとえば、いままで財務局に出向しておった人たちは一々今度は熊本まで行くことになるんですか。少なくともそうでないという用が足りないことになりませんか。そこら辺はどういうふうな……

○説明員(名本公洲君) 今後、先ほども管理局長のお話がありましたけれども、財務局についてどのように持っていくかという問題もあるわけでございますが、財務局から財務部への事務の委任というようにすることが大幅に進んでまいりますと、現在財務局へ出向していた人が、現在の支局がないといたしました場合の財務部で仕事が済むようになるというところもあり得るわけでございます。いろんな点を総合勘案しながら五十九年度末で考えなければなりません。現状の事務の執行体制からまいりますと、たとえば金融、証券につきましても、やはり福岡において用が足りるように五十九年度以降につきましても何らかの措置を必要とするのではなからうかというふうに考えます。証券、金融以外の面につきましても、行政サービスという面から考えまして、なお残すべき必要があるというものは福岡に残していかなければなら

ないしと思えます。しかし、可能なものにつきましてはやはり本局で取り扱うものも出てくると思えますので、たとえば福岡から熊本へお越しいたぐうというふうな事務も出てくるものというふうな考えなければならぬというふうに思っております。

○矢田部理君 そうなると、これは五十九年度末には新たな手続といつてもかなりの法改正、機構改革等々も踏まえて考えなければいかぬことになりかねない。今度のこの三条の関連だけでも、証券取引法だとかさまざまな法律の改正が附則で出てくるわけですが、本来行革というものはそういうことも含めて、ある種の準備期間は必要であろうと思ひますが、まとめて今後の行政の機構なり全体の行政の構想はこうなんだということを示すのが行革なんじゃないでしょうか、本来的に言えば。三年後は暗やみで、情勢の変化があれば廃止することもあるし廃止しないこともある。また、廃止することについてもさまざまな法改正をやらなければならぬということになりますと、ここはどういうことになっているのか、この条項は。南北戦争激烈をきわめたようでありますが、きわめて政治的ににおさまりがついた。しかしどうもおさまっていない。

これは財務局だけではありませんで、たとえば四国で、厚生省の関係では地方医務局の改廃が同時に問題にされているわけでありまして、厚生省としてはどういうふうな考えておられますか。

○説明員(田中健次君) 地方医務局は管内の国立病院あるいは療養所の指導監督を行っております。特に各国立病院あるいは療養所の人事の問題あるいは経理の問題、あるいはその建物の関係でございますけれども、建物の設計あるいは検査等、各国立病院あるいは療養所が住民に非常に良質な医療を提供できるように中間の管理をやっております。

で、四国につきましても、御承知のとおり、お願いしております法案で支局になりまして、六十年三月で廃止するものとするということでございます。

いますけれども、私どももいたしましては、その間広島支局を通じましてやることになるわけでございますけれども、できるだけ四国の施設の実情その他十分に承知して病院、療養所の指導をしたいということ、できるだけ人事なり経理なりその他の権限は四国に留保してやりたいというふうに考えておりますけれども、六十年三月の時点になりまして、そうした状況でいろいろと国立病院、療養所を指導した結果の業務の状況その他等あるいはこれは国立病院は特別会計で経理をしております。経理の内容も重要でございますので、その辺の実情等も踏まえて、基本的には廃止するということでございます。基本としては、その後の措置につきましては、そうした経過を踏まえて考えていきたい。病院、療養所の国民への医療のサービスの低下を来さないようにできるだけ配慮をして、その結果を見て考えていきたい、かように考えております。

○矢田部理君 基本的には廃止したいと思っているが、その時点における医療サービスを低下させないために考えていきたいということであるとすれば、事実上何らかの形で残していくということになるわけですか。

○説明員(田中健次君) その点につきましては、これから六十年までの経過を見まして、関係省庁とも関連する問題でございますので、いろいろと御相談をして対処していきたいと考えております。

○矢田部理君 この廃止するものとする三局の中にお手本を示すべき行管庁が入っているんですか、行管庁はどう考えているんですか。

○政府委員(林伸樹君) 行政管理局も来年の四月一日から支局にするわけでございますが、私どももいたしましたのは、支局にする段階で、まずできるだけ簡素な組織にしたいということ、たとえば管理業務等の合理化で人が減らされないうるか、あるいは各ブロックでつくっておりますいろいろな監察とか相談の基本計画とか、あるいは管内の調整とか、そういうものを本局に集められないうかというふうなことで、できるだけ支局に

した段階で簡素な組織にしたいということでした。いま検討中でございます。

それから、支局にした後も、運用してみましてできるだけさらに簡素化の余地があれば、監察なり相談の機能をできるだけ落とさない、しかも効率的に運用していきたいという精神で、できるだけその期間も簡素化の検討を進めてまいりたいと思います。

そして、期間経過した後の措置でございますが、こうした支局の運営状況を慎重に検討いたしまして、六十三年の三月三十一日、その前の段階で慎重にその後の体制につきまして検討いたしたいということに考えております。

以上でございます。

○矢田部理君　ここで長官に見解を伺わなければならぬことになるわけですが、どうも今度の地方支分部局の改廃というのは、何となく帳づけを合わせるために一省庁一ブロック廃止とか改編とかという方針を出したために、現場の実情とか問題点を率直に言ってつかみ切れないまま全体が帳づけを合わせるために進んでいったという点が一つ、それを受けとめた各官庁は、言うならば一番弱い部門に問題を押し寄せさせて、一応政府の方針なのでそれに見合った対応を形だけとるということとして仕切られた経緯がいろいろ官庁から聞こえてくるわけです。まあ形は廃止するようにかつこうをつけるが、実際は残るんですよというふうなところもある。

それから、特に現場を持っていく出先の官庁にとつては、簡素化といつたってできないんですよ。後で問題にするたとえば商工関係の職場なんというものは、鉱山保安の仕事でしょう。これはまあ別途議論をしますけれども、むしろいまでさえ人手不足で十分な監視、監督等ができないというふうなところもあるし、林野のごときはすでに改善特別措置法で具体的な合理化計画が非常に急ピッチで進んでいる。そういう現場の実情なり行政機構内部における問題点を十分に踏まえないうで、とにかく一省庁一カ所だと、防衛庁はまだ別

だというふうなことで、形式的に問題を押しつけて、特例を設けるということでは、行革にいわば一貫した方針、内容的な問題が提供されていないことに起因するのではないかとと思うのであります。長官としていかがでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君)　出先機関の整理統合は第一次臨調の答申にもございまして、その答申の趣旨を踏まえて今回行ったものであると思えます。簡素合理化、能率化という精神に従ってこれを統合するということに出たと思えますが、御指摘のように、非常に苦しい立場がありまして、それは住民の皆さんに対するサービスを極力低下させないようにする、そういうこと、それから簡素化すること、相対立する要素があるわけでありまして。しかし、行革の思想からすれば、簡素化ということとまたサービスの低下を防ぐという二つが両立させなければならぬ。そういう苦しい立場がございまして、それが支局という思想になって出てきたと思えます。本局を支局とすることによって簡素化ということにたえる。しかし、支局として廃止しないという点においてサービスの低下を防ぐ、そういう苦心したことであると思えます。

しかし、御指摘のように、六十三年の三月の処理という問題について、やはり簡素化という方向からこれはまあ廃止したいと、そういう一応の方針を確立して、その方針のもとに努力はやっぱりしていくと。ただ、住民サービスは低下させないという中でそれをどういうふうにしてやるか。さらに下部機関に権限を委譲していくのか、あるいは交通通信の発達によって出張とかあるいはそのほかによってそれを救済するのか、これからそれは苦勞してやることであると思えます。そういうふうな対立した要素を、これからの時間の過程において、またいろいろ行政の機能の改善の仕方において解決しながら一生懸命やっていくという方針で、これが法案にそのとおり出ていると思えます。

○矢田部理君　長官の御説明にもかかわらず、どうも行政機構あるいは仕事の内容等々について実

態的な把握が十分のまま、しかも基本方針も形だけの方針を出したために、言うならば各省庁が一つづつはスケープゴートを出さなければならぬという趣旨で、それぞれ弱い部分に目を当てて形だけは合わせる。しかし、実態は従前と大差がないという方向でその場を切り抜けるという形跡が随所にあられてくるわけでありまして、いずれにしても、廃止とか改廃という方向が打ち出されることになりまして、もう一つの問題は、住民とか関係者に行政サービスを低下させてはならないということとあわせて、そこに働く労働者に対する対応を一体どうしていくのかということ、当然のことながら問題になってまいります。

特に、これはいろいろ議論がありますから、仮に廃止ということで問題を考えた場合ということでは想定をしてみたいと思うのでありますが、実際上廃止をされてしまうと、当然のことながら配置転換とか職種の変更とか、さまざまなことが想定されるわけでありまして、そういう場合の労働条件とか配転について格別の配慮がなされるのかどうか、あるいはどういうふうなその点を考えておられるのか。

特に問題なのは、廃止をされた場合に、高級公務員はしばしば転勤をしておりますが、用務員の方とか高齢者の方とか婦人などは、通勤距離の遠近等もありまして、実際上配転に應じられないというふうなことも事実の問題としては出てくるおそれがあるわけでありまして、そういうことについて各官庁はどういうふうな考えておられるのか、特に大蔵省から伺っておきたいと思えます。

○説明員(名本公洲君)　職員の配置転換につきましては、従来からいろいろ行ってきたところでございますけれども、先生御指摘のように、職員の意向を十分聞きまして、意向に沿うように、今後、この措置による結果の配置転換その他につきましては十分考慮を怠らなければならぬというふうなことを考えております。

○矢田部理君　これはまとめて伺いたいわけですが、厚生省、次に聞きますが、その前に大蔵省と

しては職員団体、職員の組合がございまして、これとも事前に十分に協議をする、話し合いをして、本人の意向なども十分吸い上げながら今後の対応をしていくということはもちろん約束できま

○説明員(名本公洲君)　私どもの方におきましては、異動そのものにつきましては職員から身上申告書などを徴しまして、十分職員の意向をまづくみ上げて、その上でまた個別に職員の意向を聴取しながら異動の作業を従来からやっておりますけれども、特に今回の南北統合となりますと、たとえば北九州財務局で採用された職員は、採用された当時は言うならば北九州三県で異動するというたてまえで職員本人も採用に応じておるようなこととございまして、そういう面につきましてはなお一層職員の意向を聞き、十分尊重をした異動をやっていくかなければならないというふうに心得ておるわけでございまして。

なお、職員組合と個別の異動につきまして協議をしながらやるという点につきましては、私どもの方としましては、それは管理運営に関する事項に該当するものというふうに理解をいたしておりますので、それは個々の異動につきまして職員組合との協議をするということは従来から行っております。全般的な職員組合の意向というものは十分吸い上げながら、異動の措置につきましてはやっとなかなかなければならないというふうに考えております。

○矢田部理君　職員個人からは意向を聞くけれども、配転その他については管理運営事項だから職員組合からは意向を聞かないのかのように私は受けとめたんですが、そういう趣旨でしょうか。それはそうだとすれば大変な間違いなのであります。山崎委員から……

○説明員(名本公洲君)　職員組合の方からも、職員組合といたしまして職員の異動につきましている希望、要望、そういうものが出てまいります。これにつきましては十分話を聞きまして、その意向に沿うように努力を怠りたくない、かよ

うに考えております。

○山崎昇君 ちよつと関連。

いまの配転問題は、これは昭和四十四年に総定員法ができるときに、時の総理と、佐藤さんでしたが、私もずいぶん議論をした。当時佐藤総理が私に答えたのは、転勤というのは労働条件の変更を伴うわけですから、だから事前に本人の了解を得るようにはいたしません。言葉を変えて言えば、本人の了解のないような配置転換はいたしません。第二に、団体の役員等の場合にはその団体の了解を得るようにはいたしません。ここで佐藤総理が答へられたんです。そして、当時の記録あるわけでありまして、あの総定員法と公務員法の分限の規定との間に議論があつて、総定員法に関する限りは分限の規定はこれは死文でありますというものが、当時、荒木という行政官の長官の答弁なんです。したがって、あの附帯決議というのは、その結果として無理やり配置転換はいたしません、こういう約束になつてゐるんですよ。

ですから、管理運営事項なんということでも簡単にあなた方は考えてもらつて困る。特に労働条件の変更を伴うわけですからね。生活が破壊されるおそれもあるわけだから、そういう点は十分あなた方は判断をして、この配置転換については慎重な扱いをしてもらいたい、こう思うんですが、どうですか。これは最後には行管長官からお答えを願ひたいと思います。

○説明員(名本公洲君) 総定員法制定当時、この委員会におきましてちよだいたした附帯決議につきましては、私も十分その御趣旨に沿うように運営してきたわけですが、今後ともその方向で十分職員それから労働組合の要望を聴取いたしまして、慎重な態度で職員の異動につきましては対処してまいりたいと思つております。

○山崎昇君 行管長官から……。
○国務大臣(中曾根康弘君) 今回の行革に当たりましては、この参議院でなさいました決議の趣旨を尊重してやるべきものと心得ております。

○矢田部理君 厚生省その他も同趣旨のものとして受けとめてよろしうございませうね。

○説明員(田中健次君) ただいまの御趣旨を体しまして対処いたしたいと思つております。

○矢田部理君 そこで、配置転換については話があつたんですが、たとえば支局が廃止をされるというところになると、いわばその地域で採用された人たちは非常に遠隔地に行かなくてはならぬ。それも老齢であるとか婦人であるとか、あるいは用務関係の仕事をしてゐる人は事実上むづかしくなるわけですよ。そういう場合の措置についても前に生首などは飛ばさないなどということでしたが衆議院とか何か出てゐるようでありまして、直接首を切るのかやめさせるということじゃなくても、事実上やめざるを得ないような事態をも想定できるわけでありまして、そういう場合については、やめさせる以外の方法でできるだけ配慮をするというふうなこともあわせて約束できますか。

○説明員(名本公洲君) 職員につきまして出直整理は行わないというのも当委員会の附帯決議になつておるわけでございます。私もとしましては、その御趣旨に沿つて今後対処してまいりたい、かように考えております。

○矢田部理君 次に、通産省関係につきまして伺いたいと思つております。

通産省の関係では、鉱山保安監督部につきましては、四国を広島に、大阪を名古屋に統合すると、残されたところは四国と大阪に支部を置くということに法案はなつてゐるわけですが、通産省の中で特に鉱山保安監督部を選定されたのはどういう経過と理由によるものでしょうか。

○政府委員(柴田益夫君) お答え申し上げます。通産省といたしましては、今回の地方支分部局の再編成につきましての種々の可能性について検討を行つてまいりますが、この決定に当たりましては比較的共同した災害防止業務、たとえば石灰石鉱山の災害防止業務あるいは鉱害防止業務、鉱山の鉱害でございますが、たとえば瀬戸内海への排

水とか煙の問題、こういう鉱害防止業務を遂行している名古屋と大阪、広島と四国の鉱山保安監督部の統合を行うことは適当であると考えまして決定した次第でございます。

○矢田部理君 鉱害防止等について共通項があるというの、何も名古屋と大阪だけではないし、四国と広島の関係だけではないと思ふんです。全国共通の課題でもあるし、そういう意味で連携をとつたり共通の問題として対応しなきゃならぬブロックは率直に言つてたくさんあるわけでありまして、とりわけ、四国を広島にし、大阪を名古屋にまとめるということはどういうことかというところを聞く前に、私が伺つてゐるのは、通産省がいろんな部局を持つてゐる中で、特にこの鉱山保安という関係にしろたははどういうことか。他のブロックだつて共通項はたくさんあるし、また統一的な行政をやるわけですから、そういう意味での問題は同じようにあるわけでありまして、鉱山保安ということにしろたは理由、もう少し明確にしてほしいと思つております。

○政府委員(柴田益夫君) 鉱山保安監督部にしろたは理由いかんという御質問でございますけれども、四国なりあるいは大阪の業務を見ても、四国は、鉱山数あるいは許可件数あるいは検査数等々、広島なりあるいは名古屋に比べて少ない、あるいは二局六鉱山保安監督部の中で一番業務の数が小さいところも勘案してこの二つにしろたは次第でございます。

○矢田部理君 これも率直に言わせていただきますと、鉱山保安の仕事というのは、鉱山保安法を見るまでもなく、きつて重要な現場的な作業なんです。労働者の災害防止、全体としての危険防止から、地域住民に対する鉱毒鉱害を防ぐ、あるいは資源の開発等も含むきつて率直に言えば重要な部署だといふふうに私は受けてゐるわけなんです。したがって、通産業務の中になぜそこを選んだのかということについては説得性を欠くといふふうにも考えるわけであり

ますが、部を支部にした場合にどういふ問題点が出てくるのかということも逐次伺つていきたいといふふうに思ひます。

特に、鉱山保安法では鉱山保安監督部長にさまざまな権限を付与してあります。これは他の省庁の事務分掌とは違つた、法律でさまざまな権限を与えてゐる。保安業務の重要性を示すものだというふうにも思ふわけでありまして、これが支部になつた場合に、支部長といふことになるんでしようか、どういふことになつていくのか、権限の委譲その他がどういふふうに行われるのかということについてまず伺ひたいと思ひます。

○説明員(柴田幹夫君) お答えいたします。鉱山保安と申しますのは、先生御指摘のとおり、災害の防止あるいは鉱害の防止といった非常に人命にかかわります重要な業務でございます。またそれとともに、機械的な対処ということが非常に重要になつてまいりました。かかる観点から、鉱山保安法におきましても部長に権限がきちつと定められておるわけでございますけれども、われわれ、今回の統合によりまして四国と大阪を支部という形にいたしました後も、部長の権限というものは事務の内部委任ということによりまして従来と変わらないような形で対処してまいりたい、このように考えておるところでございます。

○矢田部理君 局長が持つてゐる鉱山保安法に基づき権限、これは法律事項になつてゐるわけですね。したがって、これを支部長に与えるためには特別な法律が場合によつて必要だといふふうにも考えられるわけで、内部的な問題としてだけでは処理できないのではないかとどういふふうに思われるのですが、いかがでしょうか。

○説明員(柴田幹夫君) お答えいたします。われわれの解釈といたしましては、事務の内部委任という形で十分対応できるものと考えております。

○矢田部理君 省令で決まつてゐる権限、権限の根拠が省令にある場合には省内で可能でしょうけれども、法律で決まつてゐる権限を委譲するためには別の根拠法令が必要だと思ひますが、それは

どう考えますか。

○説明員(柴田幹夫君) お答えいたします。

いろいろの法律におきまして、たとえば当省の法律では通産大臣はかくかくの権限を持ていという書き方になっておりますが、実際、すべての書類が通産大臣まで行くかと申しますと、やはり内部の専決処理という形で行われておるわけでございまして、この場合もそれと同様の事務の内部委任という形でやっていると趣旨でございませう。

○矢田部理君 解釈じゃなくて、法律上の根拠あります。

○説明員(柴田幹夫君) 私の申し上げておりますのは事務の内部委任、専決処理という形でおろしていただけるということでございます。これはかつての平、宇都の支那がございましたが、そういったときもそういう形でやっております。

○矢田部理君 それはおかしいじゃないですか。

鉱山保安法で部長の権限として幾つか特定されておりますが、施設の許可事務とか保安規程に関する部分とか、施設案の実施監督に関するものと、これは部長に法律が権限を与えておるんです。支那部長には権限を与えておるんです。この許可認可なり監督権限の重みを示すものだと思いますが、そういうものを勝手に、従来の慣行がどうであつたかは別として、支那部長におろすと、省内の処理だけで可能だというわけにはいかぬのじゃないですか。

○説明員(柴田幹夫君) お答えいたします。

ちょっと舌足らずかも知れなかつたのですけれども、もちろん名で、いろいろの命令を出したりする名の面、これはもちろん部長という形になっておりますが、それを実質的にやっていくというのが事務の内部委任、専決処理で支那部長が実質やっていると申すような形にしていきたいというところでございます。

趣旨は、先ほど申しましたように、鉱山というのは一たん災害が起こりますと機械に処理しな

ればいけない。そういうときに一々、四国の場合ですと広島にお伺いを立て、あるいは大阪の場合ですと名古屋にお伺いを立てる、こういうことをいたしておりますととても間に合いませんので、そういう内部委任という形でやっていたいと考えておる次第でございます。

○矢田部理君 それができないうちで、部長の判を二つ三つ支那部長にも預けておくことになるんですか、そうすると、法律はそう

言っていないですよ。明確にこの権限を与えた者、与えてない者、特にこれは司法警察員としての資格を持つ者も含まれているわけですから、普通の行政内部の事務分配、権限配分とはちよつと質の違う性質のものなんです。

○説明員(柴田幹夫君) お答えいたします。

お言葉でございますけれども、われわれといたしましては、事務の内部委任で業務に支障がないような形でやっていたいと考えておる次第でございます。

○矢田部理君 ちょっと問題の本質を理解していないようだ。事務に支障があるかないかの問題じゃない。たとえば鉱山保安法の八条にはちゃんと、鉱山保安監督局長または鉱山保安監督部長は

かくかくの、たとえば工事の着手を禁止したり、計画の変更を命ずることができ。こういうことで、職名といひますか、地位を特定して法文上規定をしていくわけでありまして、それ以外の人

が禁止命令や変更命令を出すことはできないんですよ。そんな代理とか委任に親しむ性質のものじゃないんですよ。そんな解釈はだめですよ。どう

してもやるのなら、鉱山保安法そのものを改正しなけりやこれは筋が通らない。

○説明員(柴田幹夫君) われわれといたしましては、もちろん鉱山保安法の権限というのは局、部長という形になっておられますけれども、それを事務の内部委任ということをやっていく、したがって

していくということができるといふように解釈しておる次第でございます。

○矢田部理君 そんなことが勝手にできるのなら、ここに法律で局長と部長だけに与えた権限、だれでもできることになるでしょう。そんなことができないのが法律で決めた趣旨なんです。その他の権限については、たとえば設置法なりしかるべき事務分掌に与えるということがあれば別として、ここに特定をされたのは、内部的にそういう範囲を拡張することはできない、この人たちに

実は限定された権限なんです。行管庁、そうでしょう。うなずいておられる。

そんなことをやられたらこれは行政が乱れるし、特に保安監督という非常に重要な仕事について勝手なことがやられる。これはだめですよ。

○政府委員(佐倉尚君) この法律全般にかかわる問題でございますから、私からお答え申し上げます。

もちろん、その権限の委任その他ということはこの法律の規定で決まっておりますのでございまして、法律の定めがない限りそれはできないわけでございますが、ただ内部事務の専決規程というものは、その権限を有する者の責任と権限において専決規程等を設けることはできるといふふうになっております。(「それは訓令でやるという意味、専決規程を訓令でつくるという意味ですか」と呼ぶ者あり) 内部事務処理の問題として、専決規程を訓令等で定めるといふことでござい

ます。

○矢田部理君 だから、それは内部的な処理を実際上どうやるかは別として、対外的には、支那部長になろうとそれ以下の職員であらうと、判こさ

預けておけばできるんだということになったら、これは法律は乱れますよ。実際上の仕事は現場的な対応でやらざるを得ないでしょうが、最終的な判断とか結論とかというのは、判こ一つ預けて内部処理でやるんだということにはならぬはずで

きていなければどうにもなりません。特に鉱山保安というのは、そういう意味を込めて通常の法律と違つた特別立法を使っているわけです。非常に危険業務が多い。人命の安全や財産の保全に直接かわるということであるだけに、この権限規定、根拠規定をやつたり明確にしているというふう

に立法上思われるわけですから、通常の法律の内部委任とか分掌とかというのは性質が違ふものというふう

に理解しなけりやならぬと思ふんですよ。

○政府委員(佐倉尚君) 先生お話しのように、対外的な権限と責任というものは法律によつてはつきりと規定されているわけでございます。それを下部に法律の規定によらずして委任するということではできません。

先ほど申し上げましたように、内部の事務処理としまして、責任と権限のある者の判断によつて内部的に専決規程を設ける等によつて内部事務処理をやることは当然あるわけでございますが、その場合にも、対外的にはあくまでその権限と責任は、法律によつて所有する者の責任と権限でござ

います。

いまお話しこの鉱山保安監督関係の法文につきましても、当然一般のたゞいま私が申し上げましたようなことによつて運営されているわけでございます。

○矢田部理君 内部的にどう処理するかはそちらの部内問題でしょうが、これは禁止命令とか変更命令とか、いろいろの措置を、あるいは監督権限の発動があるわけですが、それは対外的な問題でしょう、主として。それについてはここで特定をされた部長なり局長なりしかできません。それはいいですね。

とかということが起こる可能性を秘めているわけですね。また、現に起こっているわけでありまして。その場合に、部長が持っている権限は支部長に与えるんですから大丈夫ですよという説明では、ちょっと説明がつかないわけでありまして。

こういう問題を實際にどういうふうな処理していくか。きわめてこのブロック法の対象になったについては問題が多過ぎるというふうな考えるわけですが、その辺、いかがでしょう。

○政府委員(柴田益男君) 四国に新しくできます支庁とかあるのは大阪の支庁には、広島なり名古屋からいわれる内部の事務委任という形で実質的に委任してまいりますので、保安行政の遂行上は実質的には問題はない。対外的には、先生が再々おっしゃっておりますように、責任と権限は広島支部長なりあるいは名古屋支部長が負うということになりますけれども、実質的な業務遂行上は内部の委任によりましてそれぞれの支部長が行うということとやってまいるといふことにしております。

○矢田部理君 いや、説明にならぬでしょう。

内部処理は、私も結構だと言うわけにはいかぬが、そういうこともあり得るだろうと。しかし、この鉱山保安法で規定しているさまざまな権限事項、指揮監督等々の行政措置は全部対外的な問題ですよ。内部的には大丈夫ですから實際も大丈夫です。ということにはならぬので、対外的な関係の処理がこれではできなくなると。内部的にはまああでもあるいはできるかもしれません。対外的にはもう少し厳格に権限と責任をやっぱり明確にしなきゃならぬ性質のものなんです。その点で、どうしても支部長に實際上のそういう仕事をさせるということになりますれば、当然鉱山保安法の改正を伴わなければ対外的な具体的な指揮とか監督はできないと。その点でこの法案はやっぱり見直されるべきだというふうに考えています。どうですか。

○政府委員(柴田益男君) お答えいたします。先ほど保安課長の方からちょっと先例を申し

上げましたが、かつて平の石炭の支庁とかあるいは支部の支庁と同じように、東京の監督部あるいは広島支部長から支部長に事務委任を行いまし、て實際やってきた経緯もございまして、保安行政を円滑に遂行した経緯もございまして、われわれといたしましては、法律の改正ということではなくて、こういう事務委任で十分やっていけると、そういうふうな理解しております。

○矢田部理君 従前、慣行的にやっていたとかということとは根拠にならないんです。それは間違っている。内部的な処理はともかくして、対外的にはできないというのはいまの行管庁のいまの態度でもあるわけだから、対外的な関係が、単に権限の問題じゃなくて、責任の問題としても問題になるわけですよ。だれが指揮したのか、だれが行政命令を出したのか、そんなことを内部的な処理でできるはずはないんで、もう一回検討して正式に答えてください。いまの説明では納得できません。したがって、この件についても留保をしておきたいと思えます。時間がだんだん迫ってきたので、質問をこは留保しておきます。

それから、現状を考えてみますと、現状でも保安監督部の仕事は生命、財産を守るに十分な機能ができていないと、十分な仕事が行われていないというふうな考えられます。で、どういうことかといえますと、實際問題として、現に生きている鉱山もありまして、それから閉山した山もあるわけでありまして、そういうところの保全管理、危害防止等々については非常に現場的な仕事が大分な部分なんです。なぜできていないかという点になりますと、現地の実態を見ると、一つには、定員が非常に不足しているんです。まあ定員法その他の枠で厳格にしばられていることもあつてみましますと、定期的に巡回検査をやらなきゃならぬことになっているわけですよ。企業規模その他の格によって定期性、定期的なものが予定をされているわけでありまして、実態としては予定をされた六割程度しか巡回が消化できていないとい

う状況もあります。

あるいはまた、堆積場の管理などがもう一つ重要な仕事とされているわけでありまして、この堆積場というのは、カドミとか水銀などの重金属あるいはシアンなど、毒性の強いものが実はその堆積場にはかなりあるというふうな言われているわけでありまして、こういうものが流出をいたしますと、近隣の住民や河川に大変な被害、莫大な損害を及ぼすことになるわけでありまして、こういうところに対する管理、検査等がきわめて不十分。

時間があれば詳細に事実を出してもいいと思うんですが、あるいはまた、鉱山の火災発生率とか事故等考えてみますと、最近、昔よりは減ったと言われているんですが、それにしても他産業に比べて依然として事故等が多いわけでありまして、したがって鉱山の監督保安という業務は一日たりともおろそかにできない。さっきも答弁でお話がありましたように、場合によっては災害が起きたということになりますれば、非常に緊急性を要する。それが、権限も責任も不明確なまま、内部的にはあるいは慣行的にやってきましたというだけで処理をされるということになりますと、今後行政改革という、とりわけこの一省一ブロック削減という観点からは何か意味があるのかどうかは知りませんが、形式的には大変に問題が残る職場なんです。形式的に押しつけた問題が、通産省がまたこの鉱山保安監督に焦点を当てたのも問題が多いわけでありまして、そういう点について通産省は一体どういうふうな考えているのか。他の省庁とここだけはやっぱり違う。現場を始末をするときには、やっぱり現場の実態なり問題点を十分に把握して問題に対応していきまないと、ただ帳つら合わせるためにだけやるといふことになりまして多くの問題を残すということの一つの証左にならうかと思うのでありますが、改めて通産省の見解を求めたいと思ひます。

○政府委員(柴田益男君) お答え申し上げます。先生まさにおっしゃったとおりでございます。鉱山保安行政、時代の要請に従ひましてますます重要になってきているわけでございます。われわれもそういうことを背景にいたしまして、過去ずっと増員要求をしてまいりました。来年度につきましても、この鉱山保安監督の行政につきましては四名の増員要求をし、そういう仕事の需要に応じてまいりたいというふうな考えておるわけでございますけれども、今回の四国と広島あるいは大阪と名古屋、こういう統合によりまして広域的に保安行政に対応し得るという新しい行政効率化の観点も入ってまいりましたので、こういう対応もできますもので、こういう新しい統合によってなおかつ鉱山保安行政が充実強化するような運営をしてまいりたいと考えておるわけでございます。

○矢田部理君 先ほどの権限の問題については、質問を留保しておきますから、もう一度明確に内部的にも整理をしてお答えをいただくことにしまして、あと私の時間は幾らもありませんので、林野の問題に移っておきたいと思ひます。

きょうは、実は農水大臣に出席をいただきました。とりわけ今度の行革の中で大きな問題を抱えている林野の問題については質疑を行いたいと思つたのでありますが、農水大臣が出席をしません。したがって、別の機会に出席を求めて、改めてその問題については触れていきたいと思います。が、せっかくきょうは林野庁の方でお越しをいただいておりますので、林野庁としての考え方を一、二点伺つて、きょうのところは私の質問を終わりたいと思ひます。

一つは、これは前から議論があったところでありまして、五十三年に林野事業の改善のためにということで、御承知のように改善特別措置法をつくりました。この特別措置法は、改善計画を立てて、今後十年間で改善を図っていくということとです。とやってきているわけでありまして、まず行管庁長官に伺いたいと思ひますが、この改善特別措置法は林野に関する行革の一環だという位置

づけ、意味づけをしておられるのかどうか、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(佐倉尚書) お話しの国有林野事業改善特別措置法、これは当然その林野事業の中等等に改善を加え、できるならば簡素化、能率化というものを目指しているという意味において、やはり行政改革の一環としてもいいんじゃないかというふうに考えております。

○矢田部理君 行政改革の一環としてもいいじゃないかというところ、林野における行政改革そのものであるというふうに私は理解するのでありますが、それが改善特別措置法で五十三年に決められた、御承知のとおりであります。その特別措置法に基づいて統廃合も含めて機構の簡素化、長官の言うところの簡素化やさまざまなことを具体的にやっていると聞いています。北海道で五つの局があった管林局を一つにまとめて他の四つは支局化したなどもその一つの重要な中身になるわけでありまして、そういうことで着々と法に基づいて実際の行政が進んでいる。それはそれとして、その改善をこの十年間やるということになっているわけですね。で、六十三年までそれが続くことに実はなるわけですね。ところが、今度その上にもう一つ、実はブロック法というところで行政案が出たわけですね。これは五十九年度末まで一局、もう一つおしなさい、こういうことになっているわけですね。同じ法律でありながら、他の省庁に関する部分は言うならばどのブロックをどう統廃合をするのかということが指定をされているわけですが、林野に関する限りその指定がなく、とにかくどこでもいいから一つおしなさい、こうなっている。統合しなさい、こうなっている。まことにこの全体のバランスから言えればおかしな形の法文に実はなっているわけでありまして、その点が一つ。

それからもう一つは、十年計画でいまずと走っているわけですね。六十三年まで全体をこの改善計画で進みなさいと、進めているわけですね。そして、六十三年になったら改めてその後どうするか

を検討しなさいと法は実は命じているわけでありまして。そういう基本的な法律が行政に關してあるにもかかわらず、今度は五十九年度末までにもう一つおしなさいということのかせ方をしているわけでありまして。これがいずれも法律で決められているわけでありまして、法の整合性から見ても、どう見てもおかしい。五十三年にスタートした改善計画は、まだスタートしたばかりなんですから。

こういう実は矛盾に満ちたやり方をとっていることはいかにも納得しがたいところなんでありまして、その点で、一つには農水省に一局一ブロック割りなさいと言った場合、なぜ農水省は林野庁に改善計画という法律を事前につけて現に進めておりながら当てたのか、どうして行管庁もそういう協議に参加をしてこういう法律になってきたのか、法律の整合性、内容の問題点等も含めて、きょうはそろそろ時間でありまして、行管庁と農水省からそれぞれ、あるいは林野庁も含めて伺っておきたいと思っております。

○政府委員(佐倉尚書) ただいまのお話でございますが、特別措置法の方はお話しのとおり六十三年までということでございます。ブロック整理法案に盛り込まれております中身は、御存じのとおり五十九年度末までという期限で行っておるわけでございますが、ブロック整理法案の方は管林局の統合という問題に一定限定して考えているわけでございます。

それで、改善特別措置法の方の進捗状況に合せてその期限までに管林局の問題について結論を出していただき、五十九年度末までにどこかを一つ統合していただくということは可能であろうというところで、こういうふうにお願ひしているわけでございます。でございますが、ただいま御指摘のありましたように、どこをというところが盛られていないわけでございますけれども、これはお話しのとおり特別措置法の方の進捗状況ともならみ合わせ、また各種の問題を考慮して決めていただくものというふうに考えております。

○矢田部理君 ちょっと法文読んだだけでもおかしいと思いませんか。特別措置法は六十三年までにずっと進めて、その結果を待つて次やろうと、十年間の構想で現にそれを進めてきている。つまり、十年という予定で全体を進めるわけですね。ところが、今度のブロック法では十年をたえずして五十九年度末までにやれと。これはもう少し法文に即していずれ各論をやらすけれども、だれが聞いたっておかしい話じゃありませんか。林野庁なり農水省、一言だけきょうは答えてください。

○政府委員(須藤徹男君) 本法案におきます管林局分の規定は、結論的には管林局という組織機構のみを重点的に対象にしておるわけでございますが、いまお話ししの国有林野事業改善特別措置法附則第二項におきましては、改善計画の実施状況及び収支の状況について検討を加え、というように、検討の対象は組織機構のみならず、要員関係、事業の能率性、収支状況等きわめて幅広い範囲のものとなっております。その意味では、国有林野事業改善特別措置法附則第二項と本法案との関係は、検討の範囲において全体と一部の関係にあるとみなされ、かつ検討の期限が昭和六十三年三月三十一日というふうになされておること等から見まして、本法案は国有林野事業改善特別措置法附則第二項の特則的な規定ではないかというふうな理解をしておるわけでございます。

○矢田部理君 五十三年につくったばかりの法律で、改善計画でうまく進んでいないとかその後の特別な情勢変化があったとかということなら別として、それよりも早めてやらなきゃならぬという特別の事情が何かありますか、特別措置法は基本規定、これは特別規定だというふうなのはいかにもこじつけじゃありませんか。

いずれにしてもこの問題は、少しく問題が経過的に内容的にもあり過ぎますので、いずれ農水大臣の出席を求めて、改めて本格的な論議をしていきたいと思っております。

きょうはこの程度で私終わります。

○野田哲君 今回の行政改革の問題ですが、中曾根長官には、いろいろ政府委員とやりとりをして、最後に見解を承りたいと思っております。

ただ私は、先ほどの矢田部委員の質問の中で長官の原則的な考え方も承りましたけれども、国の行政機構の改革という問題になってくると、やはり私は一番しっかりして前提とならなければならぬのは、一つは国家目的が一体どこにあるのか、そして政策体系、これと整合性を持ったものでなければならぬと思っております。八〇年代の日本の政策ビジョンというものが、社会保障制度はどうするか農業はどうするか交通政策はどうするか等々の政策体系というものがまず明らかにされて、それに見合つての行政機構、こうあらなければならぬと思っております。戦前戦後の大きな機構改革は大体その点が、よしあしは別にして、はつきりしていたと思っております。たとえば東条内閣のもとで進められた大きな行政機構改革、軍需省を設置したりあるいは大東亜省を設置したりというようなときに、明らかにこれは戦争遂行という目的に向かって行政機構が大きく改められていったという点。戦後の大きな行政機構改革、これは戦争遂行体制に向かっての行政機構を民主化をしていく、これが基本になっていたと思っております。

これらの議論は、いずれ中曾根構想のもとに提案される第二次臨調のときに改めて長官の見解を承りたいと思っておりますが、今回出されている支分部局の問題であります、私はこれはそういう点から考えていかにも画一的、機械的過ぎはしないか、各省庁それぞれどこか一つずつおすところを持ってこいと、こういうような形で取り扱われているんじゃないかという気がしてならないわけなんです。先ほどの矢田部委員の質問の中でも議論されておりました九州の財務局の問題でも、一昨年の提案は熊本を廃止をする、こういうことであつたわけですね。それが今度は北九州の方を廃止をする。まさに行政機構という問題で

これほど朝令暮改もはなだしい例はないと思うんです。

もう一つ私は、今度の行政機構改革では四国を総体としてはつづいていく、こういう構想が一貫して出ているんじゃないかと思うんです。松垣さんもここにおられますが、四国がつぶされているんですよ。内閣委員長のところも一番これは便利が悪くなるんですよ。四国をつぶして、四国にある行政機構を、日本地図を開いてみたら、瀬戸内海の向こう側に広島があるから、あそこにくっつけば一番早いんじゃないかというきわめてこれは便宜主義的な安易な考え方だと思ふんです。私は広島ですから、四国の状態もある程度通じておられますけれども、四国の実情から言えば、たとえば交通経路一つをとってみても、四国から広島へ向いての交通経路というのは松山のところから広島へ向かっているのは一本あるだけです。飛行機や汽車の向いているのは、すべてこれは東京から大阪へ向いているんです。四国から出た汽車が宇高連絡船で渡って、宇野線を経て岡山からこう下って広島に向かっている汽車は一本もないんです。ダイヤもすべて岡山での乗りかえのダイヤというのは上りの方向へ向いてのダイヤに合致してあるんです。商業圏にしても経済圏にしてもあるいは婚姻関係にしても、広島との関係というのはほとんどないんです。それを海を渡って一番近距離にあるからということで広島にくっつけるというのは、私は現地の事情を全く無視していると思うんです。内閣委員長のところの高知県の中村、宿毛の方から広島へ行こうとすれば、朝早く立って広島へはもうかなり深夜でなければ着けないんですよ、これは汽車に乗って行く場合、飛行機の便は一本もないんです。高知県などから大阪へ行こうとすれば飛行機の便は幾らもあつて、高知からですと一時間あれば大阪へ着けるわけです。そういう面から全くこの実情に合っていない。こういう点をまず私は指摘をしておきたいと思ふんです。具体的な問題で、まず新潟の問題について伺いたいと思ふんです。

新潟の海運局を廃止するということになっていきます。これも海運行政の実情を見ると、どこか一つつぶすところを持ってこいということでも結局新潟がつぶされた、こうとか思えないわけですか。今度の海運関係の行政機構図を見ると、表現は悪いかもしれませんが、日本列島を輪切りにして全部日本海側を太平洋側の海運局で受け持つ、こうなります。たつた一つだけあつた新潟の海運局をつぶしてしまふわけです。海運関係から言えば、日本海は全然なくなってくるわけですから、日本海の海の状況あるいは気象条件というものと太平洋側の気象条件というのは全然違うわけですね。それを日本海の海運行政を新潟をつぶして横浜で受け持つ。こういう状態になっているわけですが、運輸省の海運局に聞きたいわけですが、けれども、どうして数ある海運局の中で日本海側にたつた一つあつた新潟の海運局をやりに上げてつぶさなければならなかったんですか。

○政府委員(永井浩君) 運輸省の海運関係の出先機関といたしましては十の地方海運局があるわけですが、この中で新潟海運局は、相対的な問題でございまして、この中で新潟海運局は、新潟県、長野県の二県で非常に狭いということ、それから業務量が他の海運局に比較してまして相対的に少ないと、こういうことで新潟海運局を関東海運局に統合すると、こういうことにしたわけでございます。

○野田哲君 そういたしますと、新潟海運局の管内には佐渡島も含まれているわけですが、現地の人たちはこれからは、いろいろ運輸省に海運の問題で登録をしたり許可をもらったりするのは、全部これ横浜へ足を運ばなければならぬと、こういうことになるわけですか。

○政府委員(永井浩君) 新潟海運局を関東海運局に統合いたしましたも、新しい組織といたしまして新潟に海運監視部を置くということにいたしました。この海運監視部につきましては、この御審議中の法案の附則で書いてございますように、各実体法の大任の権限の委任規定を従来の海

運局長と同様に監視部長に委任できる、こういう形にしておりますので、関係者あるいはその他一般の方が横浜までおいでいただくなくても新潟で従来と同様な事務処理ができる、このようにしたいと考えております。

○野田哲君 全然変わらぬんですか。同様にとあなたは言われたが、全然変わらぬんですか。

○政府委員(永井浩君) その法律に書いてございますように、管内全体の企画とか調査、こういったものにつきましては関東海運局で取りまとめますが、そのほかのたとえば海上運送法の海上運送事業の監督とか、あるいは港湾運送事業の監督あるいは船舶の検査、船員問題の取り扱い等については従来と同様にしたいと、このように考えております。

○野田哲君 それは将来ともに全然変わらぬと、こういうことですか。

○政府委員(永井浩君) 将来大きな経済情勢の変動等がある場合は別にいたしまして、当面変えないうつもりでおります。

○野田哲君 先ほどの矢田部委員の議論の結局同じ返しになるわけですが、われわれが審議をして法律を定めて新潟海運局を廃止になる。こういう法律を決定しても中身はちっとも変わらない。こういうことであれば、何のためにこれは法律で廃止を提案をしているんですか。意味がないじゃないですか。

○政府委員(永井浩君) 先ほども申し上げましたように、全般の政策の基礎になりますような調査とか統計とか、そういった共通問題につきましては関東海運局が自分の手で処理をするということでございますが、事業者その他国民の方と直接接するような事務については従来どおり海運監視部で処理する、こういうことでござい

○野田哲君 そうすると、もしこの法律が成立したときには、その時点においても将来変わらぬというのであれば、新潟から横浜にこの法律改正が行われたために転動になる人——局長という

ポストはなくなるでしょうが、それ以外は職員の変動はないと、こういうことですか。定数の異動もないと、こういうことですか。

○政府委員(永井浩君) 先ほど申し上げましたように、調査、統計等の、あるいは企画事務につきましては関東海運局に移管いたしますが、その他の事務については従来どおり海運監視部で処理いたします。ただ、内部の組織、定員につきましては、現在行政管理局と協議中でございます。

○野田哲君 法律を改正しても仕事については、統計とかあるいは企画とかそれ以外の業務はちっとも変わらない、こういうことであれば法改正は必要ないじゃないですか。内部運営でできるじゃないですか。どうですか、行政管理局。

○政府委員(佐倉尚君) ただいま海運局長の方から御答弁がありましたけれども、新潟海運局を廃止しまして海運監視部ということにすることによりまして、対国民への行政サービスはなるべく低下させないという意味におきまして、その面の事務はできるだけ監視部に残す、ただ一般の共通管理業務等できるものは関東海運局の方へ移管するということでございます。海運監視部の内部組織をいま申し上げました事務に合せてどのように組織するかというのは、現在運輸省と相談して詰めているところでございますが、少なくとも共通管理部門その他について簡素化が図られるものというふうに考えております。このブロック整理法は、やはり各組織の簡素化、効率化が趣旨でございますので、その点はぜひ簡素化して効率的な処理機関にしたいというふうに私どもは考えております。

○野田哲君 あなたは住民との関係はなるべく変えないようにと、こう言ったわけですよ。海運局長は全然変わらぬんだと、こう先ほど答へられたんです。住民の関係については全然変わらぬと、変わるのとは企画とか統計等内部業務が変わるだけで、住民との、国民との関係は全然変わらぬと、こう言われたんですが、あなたはなるべくくと言ふんですが、全然となくとどこがどう

違うんですか、具体的には。それははっきりして
ください。

○政府委員(佐倉尚君) 新潟海運局廃止に伴いま
してその後には置かれる海運監理部の組織等につ
きましては、先ほど申し上げましたように予算編成
過程と並行して現在詰めているところでござい
ますが、国民に対する、民間に対する行政サー
ビスというものはできるだけこれを落とさないで
やっていくと、なおかつ簡素化の組織をつくる
、再編成をするということでございますが、私
がいま申し上げたのは、少なくとも一般共通
管理業務的なものはある程度の簡素化が図られ
るのではないかと申すに申上げたわけでござ
います。どういふ権限等を残すか、あるいは関東
海運局の方に移すかということも目下詰めてい
るわけでございますが、趣旨としては、できる
だけいま申し上げましたような対国民への行政サ
ービスを落とさないで、なおかつ簡素化にして効
率的な組織をつくっていくことの兼ね合いで
ございまして、両方の趣旨がどのように生かさ
れるか、どこに接点を求めるかということで現在
詰めているところでございます。

○野田哲君 海運局長に再度伺いますが、あなた
は対国民との関係、国民の皆さんには利便は全然
変わらないんだと、こういうふうに言われたわけ
です。行政管理局の方はなるべくとできるだけ
とか、こういうふうに言われたんですが、明らか
にこれは幾つかはやはり変わってくる。国民の側
からすれば、新潟で処理されていたものが横浜ま
で行かなければできないような部分がある、こ
ういふニュアンスがあるわけですが、担当局長、
その点はどうなんですか、もう一回伺います。
○政府委員(永井浩君) 御審議いただいておりますが、
す法案の附則で、新潟海運監理部長は従来の海運
局長と同等の権限が行えるような委任規定をそれ
ぞれの実体法を改正いたしましてできるという形
にしておるわけでございます。その中身につきま
しては政令あるいは省令でそれぞれ決まるわけ
でございますが、先ほど申し上げましたように、国

民あるいは部外者の方との関係は変えないとい
う基本的な考え方を私どもは持っております。

○野田哲君 部外の人との関係は変えない、それ
が買ければそれで私は結構だと思ふんです。将
来的にもそうであればいいと思ふんですが、そ
うなると、私どもこの行政機構改革の問題を
一生懸命に議論する。議論して、たとえば新潟海
運局は廃止をするという議案が提出された。こ
の是非について議論をしていくわけですが、こ
れは内部の規定によって現地に残してやるんだ
から、国民との関係ではちっとも不便を与えよう
なことはないんだと。局長の権限が局を廃止して
も現地に残るんだら意味がないじゃないですか
か、この法律は。そんな簡単なものなんですか
局長の権限というものは、こうなると、これ
はやっぱり私は最後に長官の意見を伺いたいと思
っていたんですが、どう感じられますか、これ長
官。

○国務大臣(中曾根康弘君) 行革につきまして、
大局的なところは簡素化効率化ということで押さ
えて、そして局部局になりまして、各論的部分に
おきましては摩擦も起きますし、あるいは国民の
皆さんにサービスが低下するおそれのあることも
出てくることは事実であると思ふ思います。しか
し、それを極力防いで、そして大局的な簡素化率
化という大目的を達成するということがこの苦し
い立場でやる行革の立場にあると、正直に申して
あると思ふのであります。

そこで、監理部を置きまして、権限はもとのま
まにできるだけしておくようにして実務的に支障
を来さない、そういう配慮でこういう規定がで
きたのであります。実務的に支障を来さないよ
うにわれわれも配慮して行っていくかなければなら
ぬと、こう思っております。

○野田哲君 そういたしますと、海運関係では局
長は確かに一人減りますね。新潟海運局長とい
うポストはなくなる。しかし、対外的な分野の権限
は部内の規定によって委任をしていくから、対外

的な処理はすべて現地でできるんだと、こうな
てきますと、これは行政管理局長、人事院でな
い正確な答えができないかも知れませんが、こ
ういふ問題になってくるとは思わないから人事院
は出席を求めておりませんが、公務員には等級が
あります。権限がそのまま残るんだあれば、こ
の残った新潟におけるポスト、等級というのは一
体どうなるのかという点、人事管理の面で当然私
は問題が生じてくると思ふんですが、その点に関
連をして行政管理局と海運局両方から伺いたい
んですが、いまの新潟の海運局長は国家公務員俸給
表の何等級ですか。指定職ですか、それとも一
等、二等、どうなっているんですか。

○政府委員(永井浩君) 行政職俸給表(一)の一等級
でございます。

○野田哲君 横浜の局長はどうなっていますか。

○政府委員(永井浩君) 標準定数は指定職でござ
いまして、現在局長の職にある者は一等級でござ
います。

○野田哲君 そうすると、新潟を廃止して部に
なったときの部長の等級というのはどうなるん
ですか、これは。

○政府委員(永井浩君) 内部組織、定員並びにそ
れぞれの給与につきましては、今後関係省庁と詰
めていきたいと、このように考えております。

○野田哲君 行政管理局の管理局長、いまお聞き
のとおりですね。現在は新潟の局長は行政職の一
等級、それから横浜の局長も指定職のあれにな
っているけれども現実には行(一)だ。で、新潟の今度
局長が廃止になったときの部長のポスト、これはこ
れから相談するんだと、こういうことですか、それ
で、権限を全部委任するんだたら一等級で残
さなきゃならぬでしょう。どうですか、その点。

○政府委員(佐倉尚君) 職員の等級に関する問題
は私どもの所掌ではございませんけれども、ただ
いまの権限を全部残すかどうかという話でござ
います。先ほどからの海運局長の答弁にもありま
すように、対民間の許認可権限等、こういうもの
はおおむね監理部に残すのがよろしいんじゃない

か、これはやはり行政サービスの低下を極力抑え
るということでございます。ただ、ほかにも
いろいろあると思ふんですが、そういうもので
きるものは関東海運局の方へ移す、それによつて組
織を簡素化的に設置するということの趣旨を貫
こうとしているわけでございまして、その場合
のいまの新潟海運局長とそれから後に置かれま
す海運監理部長とのグレードがどうなるかとい
うことと直接関係があるかないか、その辺の議論から
しなくちゃならないと思ふんですが、それは、そ
の等級を扱う関係機関がいろいろ御判断いた
だくことになるというふうに思っております。ただ、
権限関係ではいまのようなことでございます。

○野田哲君 こうなると、これはやっぱり人事院
にも来てもらって議論しなきゃ。人事管理の面と
行政機構の面、やはり整合性を持たなければい
けないと思ふんです。権限は全部委任するんだと
いうんではあれば、これは肩書きは変わっても職務
と権限によつて等級が決まられるということにな
っているんだから、職務は変わらないんだとい
うことであれば、当然これは等級もそのまゝ一等級
で続けていかなければならないと思ふんです。

これは一昨年でしたか、行政管理局は承知されて
いると思ふんですが、北海道の管轄局をす
とみな支局にしましたね、札幌だけに。そのと
きの支局の長は全部もとの等級で残しましたね。
あの例もあるんだからね。そうなると、結
局はこれ何のために行政改革だということで大
きな議論をして法律改正するのか、意味がない
ないかということですよ。そっくりそのまま残
して従来どおりやっていっていいじゃないかと、こ
ういふことになってくるわけですよ。

きょうのところは、そういうことで私は新潟の
問題一つを問題にしたわけですが、これは法案全
部に共通をした問題があると思ふんです。そ
ういふ点を指摘をして、次の問題に入ってい
たいと思ふんです。
先ほど矢田部議員のやりとりの中でも出て
おりましたけれども、今度の行政改革の法案に
関連を

て、鉱山監督の行政の問題でやりとりがありまして、具体的な事項について伺ってみたいと思うんですが、警察庁は見えておられますか。——新聞報道がかなり大々的にされておりますが、兵庫県警で九月に捜査が行われた、大阪に本社のある扇谷興業、それから姫路にある西興物産、東京の伊藤商会、それから姫路市の近藤商店、これらの商社に係る外国為替管理法違反事件、この経過なり処理について、現地の事情を報告を受けておられると思うんですが、述べていただきたいと思います。

○説明員(斎藤明範君) ただいまの御質問の事件は、非鉄金属あるいは鉱産物等の国内販売あるいは輸出入を業としておりますいま御指摘の四業者が、昭和五十三年三月から五十四年十一月までの間に大手鉱山二社でございますが、これから硫化砒素を仕入れてまして、これを韓国の業者に硫化砒素の精製原料といたしまして輸出した事件でございます。で、輸出しておきながら、なおかつその上にこの四業者が韓国の業者へ五千六百万円支払っておる事件でございます。

この事件につきましては、兵庫県警の報告によりますれば、四業者が合計五千六百万円を韓国の業者に對して許可なく支払ったという外為法第二十七条一項二号違反、つまり非居住者に対する支払い、これらの違反で去る九月二十七日神戸地方検察庁に送致した事案でございます。

送致事実の概要を申し上げますと、被疑者等は銅製錬の過程で発生する硫化砒素が砒素等を含んでおり、処理に困っていることに着目をして買ひ受け、これを亜砒酸の原料として処理費をつけて韓国に輸出し、その見返りとして製錬所から白煙灰等の別の中間原料を有利な条件で買ひ取り利益を得ることを企てて、五十五年五月二十三日から五十四年十一月十九日まで、五回にわたって硫化砒素約千二百八十一トンを韓国ソウル所在の非鉄原料商社でございます大志産業に對しまして輸出し、亜砒酸を取るための処理費

として、五十五年七月十日から五十四年七月十九日までの間、四回にわたり、いずれも大阪市所在の扇谷興業株式会社との接室において、来日した非居住者である大志産業の代表者金斗宗に對しまして円貨現金及び小切手によりまして合計五千六百万円を不正支払いしたものでござい

ます。

○野田哲君 大手の二社というのはどこであるのか、それからその大手の二社の砒素が出た場所が一体どこであるのか、この点明らかにしたい

でございます。

○説明員(斎藤明範君) 大手鉱山の二社は、ちよつと本社の所在地はわかりませんが、出た場所でございますけれども……

○野田哲君 いや、名前とこの事業所か。

○説明員(斎藤明範君) 日本鉱業株式会社佐賀関鉱山の佐賀関製錬所が一つでございます。それから、住友金属鉱山株式会社別子鉱山東予製錬所の二か所でございます。

○野田哲君 この砒素というものは、これは硫化スライムあるいは黒ベレット、こういうふうな名前のものですか。

○説明員(斎藤明範君) 業界の間ではそういうふうに通称呼ばれておるといふふうに聞いております。

○野田哲君 それからもう一つ、処理費の見返りとしてこの中間原料を云々というところがあり

ます。これは白ベレットと呼ばれているものですか。

○説明員(斎藤明範君) いろいろ呼び方がござい

ますが、白煙灰だとか、含銅スライムとか、そういうものでござい

ます。

○野田哲君 この砒素、これらの鉱業廃棄物、これは鉱業廃棄物の処理等に関する基準を定める省令というのがあるわけですが、この中で定めている有害廃棄物に該当すると思うんですが、そういうことですね。通産省でも警察庁でもどっちでもいいですが。

○説明員(岡田英一君) 御案内のとおり、鉱山保安法におきまして鉱業廃棄物ということで規定を設けているわけですが、この鉱業廃棄物は鉱業の実施によりまして生じた不要物でございまして、はい、鉱滓等をいうと、こういうことに実は金属鉱山等保安規則で規定されているところがございます。で、この場合、不要物というのはいくつかあることになるわけですが、まずから利用したまたは他人に有償で売却できないために不要になったものと、こういうふうに私も解しているわけでございます。

○野田哲君 ことしの九月に、先ほど報告があり

ましたように、兵庫県警で捜査された扇谷興業、西興物産、伊藤商会、近藤商店等の外国為替管理法違反事件、このことに関連をして住友金属鉱山別子事業所、それから日本鉱業佐賀関製錬所から出た砒素、硫化スライム、黒ベレットが砒素砒素の不正輸出じゃないか、こういうことで大変大きく報道されたことは通産省も承知をされていると思うんです。

そこで、通産省に具体的に伺いますが、鉱山保安法の三十五条では、先ほど矢田部議員との間のやりとりにもいろいろ出ておりましたが、「鉱務監督官は、保安の監督上必要があるときは、鉱山及び鉱業の附属施設に立ち入り、保安に関する業務若しくは施設の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係人に対して質問することができ」と、こういう規定があるわけですが、この条項に基づく立入検査といえますか監督とい

いますか、これをやられていると思うんですが、その点はいかがですか。

○説明員(岡田英一君) この問題が発生いたしまして、通産省といたしましては本年三月以降、この二社のみならず、すべてのこういう製錬所を持つている会社に対してヒヤリングを行うと同時に、この二社に對しては、それぞれこれを所管しております福岡鉱山保安監督局並びに四国鉱山保安監督部において、先生御指摘のような調査をいたしておるわけでございます。

○野田哲君 金属鉱山等保安規則というのがありますね。この金属鉱山等保安規則によりまして、第四條で「鉱業権者は、保安日誌その他の記録を二年以上保存しなければならない」、それから二百九十九條で「鉱業権者は、有害鉱業廃棄物の一月ごとの種類別発生量並びに運搬及び処分の方法ごとの量並びにその年月日(運搬及び処分を他人に委託する場合を含む)、受託者の氏名は名称、住所及び許可番号を含む」を帳簿に記載しなければならぬ」と。前項の帳簿は、五年間保存しなければならぬ。」「こういう規定があります。そういったしますと、通産省としてはこの立入検査によつて、この金属鉱山等保安規則による規定で、日本鉱業の佐賀関製錬所なり、あるいは住友金属鉱山別子事業所から発生する砒素を含んだ砒素の発生状況、あるいはそれがどのような形で処理をされていたのか、こういう状況についてはそれぞれ詳細に把握をされていると思うんですが、いかがですか、この点は。

○説明員(岡田英一君) 先生御指摘のとおり、ただいまの各事項につきましては、規則に基づいて保安日誌に記載される内容でございます。先ほど申しました現地調査の際にも、福岡鉱山保安監督局並びに四国鉱山保安監督部の監督官はこの日誌を見ているわけでございます。私ども、この両局の調査結果によりまして、砒素を含みます砒素でございますか、これの発生状況等でございますが、先ほど通称黒ベレットということ、これは住友金属鉱山の東予製錬所で通称そう呼んでいるわけでございます。これの発生状況でございますが、最近三年間程度を申し上げますと——

発生状況、私、あるんでございますが、ちよつと見当たらないんでございますので、保管状況から申し上げますと、私も現地調査を実施した際に保管してございました黒ベレットは合計二千二百九十トンをございまして、貯蔵の一部をブロックで区画をいたしまして、ばら積みで保管している

と、こういう状況でございます。

それから、これの搬出実績でございます。五十

五

二年から五十四年度にかけまして、各年度若干の数字の違いはございます、トータルで約千六百トン、黒ベレットが外部へ搬出された、こういうことを確認をいたしております。それから、日本鉱業の佐賀関製錬所でございます。保管状況につきましては、この検査当時千五百二十トンに製錬所に保管をしております、それぞれ外部へ流出をしないように貯蔵ビッドでございますとか、あるいはコンテナバッグ等に入れます保管しております、これが合計千五百二十トンでございます。それから外部への搬出状況でございます。これも住友のケースと同じように若干年々差がございますが、私どもの調査したところによりまして、五十三年度の三月から五十四年度の九月にかけまして約七百三十トン、この場合、日鉱佐賀関の場合は硫化スライムと実と呼んでいるわけでございます。これが外部へ搬出されております。こういうことを私ども調査の際に把握しているわけでございます。

○野田哲君 この搬出先は日鉱の七百三十トン、これは報道されておりますが、すべて韓国の方へ行っている、こういうことですね。
○説明員(司削田英一君) 日鉱のケースにつきましては、日本鉱業から直接売却した相手方は西興物産、こういうことでございます。
○野田哲君 この黒ベレットと呼んでいる住友金属鉱山の五十二年から五十四年の千六百トン、これらの搬出先の内訳はわかりますか。
○説明員(司削田英一君) 全量伊藤商会へ売却されております。
○野田哲君 この搬出というものは、住友の場合も佐賀関日鉱の場合も船ですね。その点はどうですか。
○説明員(司削田英一君) 先生御指摘のとおりでございます。

○野田哲君 これらの鉱業を含んだ鉱滓、これは当然有害性を持っているわけですから、この処理については法律的な規制によって行われていると思うのですが、法律的に言えばどういう処理の方法があるわけですか。埋め戻しとか、あるいはドラムかんなりコンクリートに詰めて貯蔵するか、あるいは中間原料として使用する場合もあるんだらうと思うのですけれども、大体どういう処理が考えられるのですか。
○説明員(司削田英一君) 一般的に鉱業の実施に伴って出てまいります鉱業廃棄物でございますが、この鉱業廃棄物によりまして鉱害を防止するために、鉱山保安法に基づき金属鉱山等保安規則及び鉱業廃棄物の処理等に関する基準を定める省令、こういうのがございます。この二つに基づきまして、私ども鉱業廃棄物の規制を実は実施をしております、こういうことでございます。すなわち、鉱業権者は鉱業廃棄物をまず保管をいたしますときは硫酸が流出しないようにする、それから、みずから処分するときはいかなる処分の形態があるわけでございますが、堆積場及び埋め立てする施設につきましては、事前に規則に基づいて認可を受け、あるいは届けを要すると、こういうことに実は相なっているわけでございます。当然のことながら、埋め立てをする場合には公共用水域を汚染しないように所要の措置を講ずることが規則で定められているわけでございます。と同時に、他へ処分をいたしますときには、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、これは厚生省所管の法律でございますが、この法律に基づきまして、都道府県知事の許可または指定を受けた者に委託しなさいかぬと、こういうことになっているわけでございます。そして、こういうような規制を通じて私ども鉱害防止等の措置を行っているわけでございます。

○野田哲君 厚生省見えていますか。——このいまあなたが聞かれていた処理業者ですね。大阪に本社のある扇谷興業とか、あるいは姫路の西興物産、それから東京の伊藤商会、姫路の近藤商店、こういう業者はこれは正規に登録されておりますか。登録されておれば、どこにどういう形で登録されているか、明らかにしてもらいたいと思えます。

○説明員(杉戸大作君) 県の方には登録されておられません。

○野田哲君 そうすると通産省、厚生省の方はいまだお答えで登録されていないと、こういうことですが、あなたの方では立入検査をした、そして金属鉱山等の保安規則による帳簿も見たと、こうなっているわけですが、その中では委託する場合に受託者の氏名や名称、住所、許可番号、こういうものも帳簿に記載されていなければならないようになっていっているんですが、その点は見落としましたか、それとも目をつぶったんですか。

○説明員(司削田英一君) 私先ほど申し上げましたのは、いわゆる鉱業廃棄物を他人に処理を委託するケースについては、ただいま厚生省からもお話をいたしましたように、都道府県知事の許可あるいは資格を有する人に委託しなさいかぬ、こういうことでございます。果たして本件鉱業を含みます物質が廃棄物に該当するかどうかと、こういうことが実は問題になるわけでございます。先ほども、廃棄物をどういうふうに鉱山保安法あるいは規則等で考えているかということで御答弁申し上げましたが、繰り返しますと、鉱業廃棄物と申しますのは、鉱業の実施によって生じた不要物——これにはばいじんとか鉱滓とか、こういうものがすべて入るわけでございますが、この場合不要物とは、みずからこれを再資源化するときいったような形で利用いたしますとか、あるいは他人へ有償で売却できない、そのためにどうしても不要になったもの、こういうものを実は鉱業廃棄物というところで法律では規定しているわけでございます。そして、こういうものについては、先ほど来申し上げておりますように、廃棄物処理法によりまして許可を受けたあるいは資格のある者にこれを委託しなさいかぬと、こういうことでございまして、私どもは本件黒ベレットあるいは硫化スライムについていろいろ実態の調査もし、警察当局ともいろいろ本件処理について協議も行ってまいりましたわけでございますが、本件硫化スライム等につきましては一応有償で売買されていると、こういうこと。二番目には、輸出された先——韓国でございまして、それが韓国において亜硫酸の製造原料として使われた、こういう事実があることに照らしまして、本件物質については鉱業廃棄物ではないと、こういう解釈をとっておるわけでございます。

○野田哲君 つまり、そうすると廃棄物ではなくて原料として売られたんだから、この四つの、先ほど言った者が産廃の取り扱いの業者の登録がされてなくてもいいんだと、こういうことですね。いろいろおっしゃったが、つまり簡単に言えばそういうことなんですね。
○説明員(司削田英一君) おっしゃるとおりでございます。

○野田哲君 そうすると、あなたの方では現地を調査をされて、これらの品物が二つの、日本鉱業なりあるいは住友金属鉱山なりから西興物産等に渡される価格は、トン当たり幾らで渡されたか承知をされていらっしゃるわけですか。
○説明員(司削田英一君) この種の鉱滓の価格に關しましては、先生御案内のとおり、鉱滓自体につきまして、たとえば硫酸の品位でございますとか、その他原料が変れば当然変わってくるわけでございますから、当然出てくるものが常に一定品位ではないことがあるわけでございます。また、これらを再生利用いたしました場合に、その製品が幾らで売れるか、その辺のところはまさに市況いかによるわけでございます。そういうこととでいろいろ値段の変動が実はあるわけでございます。

私どもが調べた範囲内では、御案内のとおり、東予につきましては七回にわたりまして約千六百トン、合計金額七百二十三万円で黒ベレットが売られ、また佐賀関製錬所につきましては三回にわたりまして七百三十トン、合計百七十二万円で売られておりますから、その単価を私ちよと計算しておりますが、平均、佐賀関につきましては二千三百五十円、それから住友金属の東予製錬所につきましては四千五百円と、こういうことに相

なっております。

○野田哲君 日銀については二千三百五十円、それから住友については四千五百円ですね。これらは船で運ばれたわけですが、容器はどうなっていましたか。ドラムかんだったと思うんですが、どうですか。

○説明員(岡田英一君) 包装につきましては、先生いまおっしゃいましたようにドラムかん及び木箱で、一部フレキシブルコンテナ等を利用したようでございます。

以上が東予製錬所のケースでございますが、日銀佐賀関につきましてもドラムかん、コンテナバッグ、これを使ったようでございます。

○野田哲君 いまの言われた価格ですね、これはドラムかん込みになっていきますね、その点どうですか。

○説明員(岡田英一君) 価格は包装等を含みませんで、中の内容物だけの価格と、こういうことでございます。

○野田哲君 そうすると、このドラムかんはどこが用意をしたのですか。

○説明員(岡田英一君) 二つの製錬所についてちょっと若干違いますが、住友の東予製錬所につきましては商社負担、日銀佐賀関のケースにつきましては製錬所負担、こういうことに相なっております。

○野田哲君 住友については商社、それから佐賀関については製錬所側ですね。

通産省ではいまドラムかん一本の価格大体どのぐらいだか承知されておりますか。

○説明員(岡田英一君) 私、その辺の事情詳しくございませんで、聞くところによりますと、二、三千円ぐらいの値段だろうということのようございます。

○野田哲君 大抵二千円です、最低、そして、一トンで——いいですか通産省、最低二千円ですよ、ドラムかん一本が。そして、砒素鉍滓を一トン入れるためにはドラムかんが四本要るわけですね。そうすると、ドラムかんの価格だけで八千円

です。そうすると、先ほど言われましたかん込みの価格でいったら、これは売った価格よりもドラムかんの値段の方が高いんですよ。これでも一体原料として売られたというふうに感じられますか、いかがですか、その点。

○説明員(岡田英一君) ただいま申し上げましたように、必ずしもすべてのものがドラムかんではないんですが、ちょっとはつきり、ここへ聞かえないんですがね。

○説明員(岡田英一君) 先ほど御説明申し上げましたように、必ずしもこの種のものでございましてドラムかん運ばれたわけでもございませんで、木箱ということもございまして、私もその辺、一体どれぐらいの費用がかかっているか、まだ若干つかみかねていて、こういうところでございます。

す。(全然聞かえない)と呼ぶ者あり)

○野田哲君 これはよく聞かえるようにひとつやってみてもらいたいと思うんですが、大事なところですから。

警察庁の方に伺いますが、先ほどの御報告ですけれども、見返りとして云々という報告がありましたね。つまり、これは別の原料として売れるものを安く渡してこの見返りにしたと、これは白ベレットという品物ですか、どうなんですか、これは。

○説明員(斎藤明範君) おおむね白ベレットが多いわけですが、中には含銅スライム、それからレジデュというのは銅滓だそうですが、白煙灰、すずスカム、こういったようなものが見返りは。

○野田哲君 この白ベレットというのをどれぐらいの量売っているんですか。で、その価格はどのようになっていますか。

○説明員(斎藤明範君) 白ベレットと称するものは主として住友金銅山の見返り率でございまして、これ個別に足してみなければちょっとわかりませんが、見返り率として五回買っておるわけですね。それから、日本鉍業ではすずスカム、白煙灰、レ

ジデュ、含銅スライムといったような名前は何回も見返り率を安く買っておるわけでございます。

○野田哲君 おおむね見返り率の価格は、住友金銅山の白ベレットの場合はトン当たり五百円で買っておるというふうに承知をいたしております。それから、日本鉍業の先ほど申し上げましたいろいろな見返り率につきましても、価格がいろいろございしますが、四千元とか七千元とかおおむね八千五百円とか、いろいろなランクがあるようですが、大体そんなところでございます。

○野田哲君 住友の場合、白ベレットをトン当たり五百円、三千七百トンで金額総計で百八十五万円、こういうことだろうと思う。単価は五百円ですね。そういういたしますと、通産省に伺いますが、この白ベレットのトン当たりの市場価格は現在どうですか。

○説明員(松下弘君) 白ベレットにつきましても、その都度、銅が入っていたり、あるいは砒素の含有率の違いあるいは鉛の含有率の違いによりまして値段が決まっておりますので、そのときの、しかも銅の建て値、回収する金銅の値段あるいは処理しなければいけない砒素等の含有率によりまして値段が違いますもので、一概に幾らということとは決めかねるものだと思います。

○野田哲君 これは含有率等によっていろいろあるということですが、具体的な数字は答えられなかったんですが、全くこれは相場はないわけですか、世間一般の市場の相場は。

○説明員(岡田英一君) ただいま現在におきまして、白ベレットは市場に流通してございませんで、いわゆる市場価格というものは、現在の市場価格というものはございませんで。

○野田哲君 あなたの言われる語尾がよくわからぬので、もう一回言ってください。

○説明員(岡田英一君) ただいま白ベレットにつきましても、現在のお値段を先生お聞きでございます。現在、これ市場に流通してございませんで、価格はないと申し上げる以外にございませんで。

○野田哲君 いま警察庁から報告のありました白ベレットですね、これは住友金銅山から来るときは三千七百トン、トン当たり五百円で、計百八十五万円で伊藤商会に渡された。これを伊藤商会から西興物産、それからスミエイト興産、ここに渡された。このときには八千八百万円という価格で渡されている。五百円で渡されたものがトン当たり二万三千円ないし二万六千円、こういう価格になっているわけですね。この八千八百万の中から西興物産が四千四百万、そして大志産業に四千万、これは近藤商店の保証小切手で渡されている。こういう金の流れになっているんじゃないかと思うんですが、警察庁の方でこの外為法関連でいろいろ金の流れを把握されたと思うんですが、その辺の把握をされておりますか。

○説明員(斎藤明範君) 外為法違反というのは、日本の国内において非居住者に対して支払うこと自体が違反になるわけでございますので、この見返り率の物の流れ、金の流れというのはある程度聞いてはおりますけれども、そういう細かい確実な数字をちょっと手元に持ち合わせておりません。概略のものしか持っておりませんので御了解いただきたいと思います。

○野田哲君 その概略のところをちょっと示していただかせませんか。

○説明員(斎藤明範君) ただいまの御指摘になられたかっこう、おおむね大体そういうことであらうかと思えます。いろいろ中間業者が転売、転売しておりますので、その辺の利益はどうかというところはわかりませんが、總体的に申し上げまして、要するに委託された砒化スライム、黒ベレットそれから見返りでもってかせいだ金、これの単純に差し引き計算をしますと、要するに韓国の金に渡した五千六百万円を差し引いても、単純で計算いたしますと大体四千九百万近い収益を上げておる。その間転売がございまして、個々具体的にばちょっとわかりませんが、おおむね大体そういうこととであります。

○野田哲君 通産省の方では、いまのやりとりの

中で、片やこの日本鉱業あるいは住友金属鉱山から出る砒素鉱滓、これについてはドラムかんづきで渡すところはもうドラムかん代の方が高つく、こういうような価格で渡されて、そして別にこの白ベレの例をとると、同じ会社から数千万円の利益が上がるような非常な低廉な価格で別のものが、白ベレが渡されている。この一連の商取引について立入検査をやつて不審なものを感じるようなことはなかったんですか。

○説明員(吉田英一君) 先生御指摘のとおり、かなり売り値が低いんじゃないかというように御指摘でございます。私も住友金属鉱山からヒヤリングをしたところでございます。黒ベレットにつきましては、今後木材防腐剤として再生利用するということで実は計画が進行していたわけでございまして。現実問題としてこの工事がおくれれておりました。また白ベレット等につきまして、実は銅を回収するために四阪島の製錬所に施設を設けて操業したこともあるわけでございまして。コスト的に引き合はない、こういうこともございまして、操業を中止したような事情もございまして。非常に在庫量が多くなって、結果的に先生御指摘のとおり大幅な価格低下をやらざるを得なかった、こういうことで私も聞いておるわけでございまして。

私もといたしましては、今回の事件にかんがみまして、たとえ原料として売却するケースにおきまして、やはり事前に取引先あるいは用途等を確認する等適切な取引をやる、こういうことが必要じゃないか、こういうことで考えておりました。業界に対してはどのように指導をする、同時に、立地公害局長から各監督局長に對しまして、この種のものの発生、保管あるいは搬出等の状況を十分チェックをし、鉱山保安法による規制に準じまして監督局におきまして指導監督を強化するように実は通達したところでございまして、今後こういうことのないようにひとつ監督指導を進めてまいりたい、かように考えておるわけでございまして。

○野田哲君 警察庁に伺いますが、この日本鉱業と住友金属鉱山、佐賀関とそれから愛媛県の別子、ここからいまのやりとりのように大量の砒素鉱滓が四業者を通じて韓国に持ち出された——持ち出されたというのか輸出された。しかし、明らかにこれは、価格構成を見ると、砒素鉱滓については処理に困つて白ベレットを異常な安い価格でつけて渡したというのは、これを処理させるための処理の手数料、こういう疑惑が持たれるわけですね、警察庁の扱いでは四業者の外為法違反というだけで済む、処理については、鉱山保安法は全く一切住友なり日鉱については関係ないんですか。

○説明員(斎藤明範君) 先ほど来申し上げましたように、この事件の糸口は外為法違反でこういうことが出てきたわけでございまして、いろいろ御報告申し上げましたようなことを考えますと、どうもおかしな輸出の仕方ではないかというふうに私も見ておつたわけでございまして、そのおかしなやり方がどういう法に触れるかということになりまして、それが仮に不要物である、つまり鉱業廃棄物であるといつた場合には、鉱山側の方は鉱山保安法の委託基準違反、取り扱ひました中間四業者は廃棄物処理法違反、こういうことに相なるわけでございまして、先ほど来いろいろ御答弁申し上げておりますように、調べの過程におきましては、鉱山側はあくまでも、砒素を韓国で精製するために輸出してはいいというから渡したんだ、売ったんだと、こういうことでございまして、また中間四業者も、はっきりと韓国へ持つていってこれを捨てる、いわゆる廃棄物として捨てる、ということまでは出ていないわけでございまして。そこで、大変おかしなところは残るわけでございまして、けれども、鉱山側もそういうことで原料として出したというところでございまして、中間四業者も、金もうけが目的であつたんだらうとは思ひますけれども、そういう言い分でございまして、片方、韓国におきまして、私も承知しておる段階では現実に砒素をそれで精製しておるという事実もございまして、結論するところ、この硫化砒素、硫化スライムなり黒ベレットを廃棄物として韓国で処分する、つまり捨てるという意思を立証する、ということは大変むずかしいわけでございまして。片方、また韓国で現実にその物件を原料としたとして亜砒酸を精製しておるという現実にかんがみまして、おかしなところは残るわけでございまして、けれども、鉱山保安法なり廃棄物処理法を適用するにむずかしい、こういう結論になったわけでございまして、外為法だけで送致をいたした、こういうことでございまして。

○野田哲君 韓国の現地からの情報では、仁川港に別子と佐賀関から出た砒素鉱滓が野積みにされている、大変住民は迷惑をこうむっている、こういう情報があるわけですね。警察庁の方なり通産省の方では、あれは材料として売ったんだ、だから鉱山保安法にはからないんだ、こういうふうにおっしゃっているわけですが、この価格構成、白ベレなんかの状態を見ると、明らかにこれは常識的な商取引とは考えられない異常な状態です。そこへもつてきて、現地では野積みにされてほうりつ放しになっている。こういう状態があるのです、もしそれが事実とすれば、これは当然鉱山保安法違反ということになると思うんですが、いかがですか。

○説明員(斎藤明範君) 私どもが聞いておりますのは、ほとんど仁川港に揚がっておるわけでございまして、その一部はその物を利用して精製をしておる。一部分については仁川港の韓国の税関の安全倉庫に保管をされておるということで、仁川港に野積みというのは私もちょっと聞いておらないわけでございまして、そういう倉庫にそのまま残つておる。そういうことは、多分韓国でこの問題が問題になりました時点で恐らくそういう措置がとられたのではないかと思ひます。で、相手方の金斗宗につきましては、韓国の新聞によりますと、環境保全法等の違反で懲役一年執行猶予三年という判決があつたやに承知をいたしておりますが、それ以外にどういう違反に問われたかということにつきましては私も承知をいたしておりません。それで、この環境保全法等の違反と申しますのは、精製工場に持つていった段階で恐らく雨ざらしの状態で置いておつたのがたれ流しみたいになつたのではなからうかということ、韓国の新聞等で承知をいたしております。

○野田哲君 通産省の方では、こういう砒素を含む鉱滓などを外国へ輸出をする場合に、業者の言い分が、これは原料だと、こういうことであればそれだけでオーケーということになるんですか。当然、これだけの有害性を持ったものですか、輸出先でこれが何に使われるのか、そして、これは当然輸出先でも国としても裏づけを持ったものがなければ、私は業者の、商売人の口上だけをうのみにするということは監督官庁として少し手が抜けているんじゃないか、こういうふう思うんですが、その点いかがですか。

○政府委員(松村克之君) 御答弁いたします。いま先生から御指摘がございましたように、私も、これらの両社が今回の事件におきまして黒ベレットあるいは硫化スライムを韓国に輸出したということを主張しているわけでございまして、けれども、この点につきましては、いま警察の方からもお話がございましたように、これを鉱山保安法違反と考えるには十分でないと思ひますが、やはり今後これらの有害物、これらの砒素含有物だけではない、とにかく有害物を含有するようなものを取引する場合に当たってはもう少し慎重にやつてほしい。事前に、引き取り先でございましてとか、あるいは引き取り先における用途というものを確認する、というような適切な取引を行つてほしいということを、私から今月両社の代表に申し渡したということでございまして。

○野田哲君 今月、立地公害局長から業者にそういう趣旨を申し渡したということですが、こういう有害性を持った鉱滓ですね、これは処理の仕方によつては大変な害毒を与える。こういう性質を持ったものをいままでは輸出の場合にも何ら裏づけなしにオーケーを与えていたわけなんですか。

○説明員(竹内征司君) 現在まで、私どもの方は輸出に關しましては物の規制あるいは決済方法の規制をやっておるわけですが、物の規制につきましては、輸出貿易管理令というところにおきまして品目を定めてございます。その際には国内の需給問題あるいは国際的な外国貿易の健全な発展上の問題、そういうふうなことから品目を定めてございますが……

○野田哲君 ちよつとよく、もうちよつとはつきり。

○説明員(竹内征司君) 特定の物資、現在のところそういう産業廃棄物もしくは鉱滓というふうな形で品目の定め方はしてございません。したがって、本件のような問題につきまして、現在のところ、有償で通常の輸出をするということにおきましては、貿易管理令上の規制はかかってございません。

○野田哲君 ちよつとよく、歯切れが悪いのでわからないうんですが、つまりあれですか、外国へ運ばれてどういう使われ方をしようが、それは日本のこれらの問題を監督する通産省としてはあつさり知らない、こういう扱いであつたんですか、簡単に言えば。

○説明員(竹内征司君) 通常の輸出の場合におきまして、それが相手国におきましてどういう取り扱いをされるかということではなくて、どういうふうな取引形態において行われておるかということ、有償で輸出されると、通常の限度として輸出されるということとございましたらば、それは相手国においてどういふふうな使用形態をとるかということにおきまして規制はしてないということでございます。

○野田哲君 つまり相手国がどうしようとするかは関知しない、こういうことですね、簡単に言えば。あなたのようなむずかしい言葉を私は使いたしませんよ。簡単に言つてそういうことですが、そうすると、通産省としては住友なり日鉱なりもそのことは全く、玄界灘を向こうへ越したらどう処分

されようと全く関知しないという態度で渡したものだと思ふんですが、それでいいと、こう言われるわけですね。

○政府委員(松村克之君) ただいま私申し上げましたように、今後こういつた有害物を含有する物の取引に当たりましては、事前に相手国における引き取り先、これが非常に信用のおける信頼できる相手であるかどうか、またその相手側においてどういつた用途に使われているか、こういったことを十分確認するようにという注意をいたしたわけでございます。

○野田哲君 警察庁に再度伺いますけれども、警察庁の方では住友なり日本鉱業の關係者から事情聴取をされたと思ふんですが、これらの住友なり日鉱の方ではその点はどういふうな説明をしてゐるんですか。

○説明員(斎藤明範君) 外為法違反事件の裏づけ調査のために、当然両鉱山側からは話を聞いております。要するに、硫化スライムとか黒ベレットというのはいくつものものであるか、あるいはどういふ処理をされておるか、あるいは現場の写真とか現物もいたしてきておるわけでございます。その過程で、中間四業者が原料としてくれと言ふからくられてやつたんだと、こういうことになるわけでございます。

○野田哲君 新聞の報道でも、日鉱なり住友の言いつ分としては、中間四業者が与えたんだと、こう言つていますね。どこへ運ばれるか知らなかつたんだと、こういうふうな主張をされておるようですけれども、通産省の方に伺いますが、それぞれ港から出されていますね、これらの韓国へ行つた品物は、住友の場合で言えば、これは住友の専用港ですね、東予港、それから日鉱の場合には佐賀

関港、ここから出ているわけですが、東予港の場合で言えば、七九年、昨年の十月二十二日に「エンヤン号」といふ船が四百四十八トンの鉱滓を積んで韓国へ向けて出港している。それから、日鉱佐賀関の場合で言えば、七九年四月十八日に「サンイル号」、二百七十七トン、それから九月二十三日

に「ナムサン号」、これが三百五十トン、韓国に向けて出港しているわけですが、こういうふうなそれぞれ直接東予港なり、あるいは佐賀関港から韓国の船が積んで出港しているわけですね。当然、これは外国の船でありますから船には国籍を明示する、船籍を明示する旗を立てているし、それから港務管理のために何をどれだけ積んで、どこへ向けて出港するかということも所定の届け出をそれぞれに港務管理署等に提出しなければならぬわけですから、当然またこういう物を積むわけですから、当該企業においても保安日誌の中にこれらの扱いをした記録というものは記入されていなければならぬはずなんです。だから、当然この積み荷の段階で、四業者がくれと言ふから渡したんだということではなくて、明らかにこれは韓国へ積み出される物だということ、しかも船は韓国の船で積まれて出るといふことは積み荷の段階ではつきりしていたと思ふんですが、これらの状況、通産省は現地で立ち入りで把握をされているはずだと思ふんですが、いかがですか。

○説明員(岡田英一君) これらの物は、それぞれの製錬所から西興物産あるいは伊藤商會でございいますか、へ行つた段階で保安法の対象外と、こういうことになりましたので、そこまでは私も保安日誌その他で確認はいたしておりません。

○野田哲君 つまりあれですか、どういふ船に、どこへ向けて積んだかというところは保安監督外のことだと、こうおっしゃるんですか。

○説明員(岡田英一君) 御指摘のとおりでございます。

○野田哲君 保安日誌などにはこういうことは書く必要はないんですか。この鉱滓をいついつ船で、どこへ向けての船にどれだけ積んだということと書く必要はないんですか。

○説明員(岡田英一君) 保安法の対象外であればその必要はございません。

○野田哲君 つまりそれは原料だからということなんです、保安法対象外というの。なぜ保安法対象外だとおっしゃるんですか。

○説明員(岡田英一君) 先ほど来御説明しておりますように、それぞれ伊藤商會あるいは西興物産に売つた以降については保安法の適用がないと、こういうことで申し上げておるわけですね。

○野田哲君 これはマイクが悪いのかな、よく聞こえないんだな、もう一回。

○委員(林道君) はつきり答えてください。

○説明員(岡田英一君) 先ほど来お答え申し上げておりますように、伊藤商會あるいは西興物産に売つた段階以降は保安法の適用はない、こういうことでございます。

○野田哲君 そうすると、保安法が私に言わせるとしり抜けだ、こういうことだと思ふんです。これだけの疑惑を持たれたものが韓国へ、外国へ積み出されている。現地で問題になつてゐる。しかし、現実的には外為法の違反の措置しかとれない。積み出し側それから送られた側とも、国民の安全を守ることにいつては何らの規制がないし立ち入りができない、こういうふうな点、あるいはまた、港から堂々とそういうふうな危険な物質が積み出されていることについて何ら規制がまままでできない、こういう点は、やはりもうそこまで言われれば鉱山保安法の欠陥、しり抜け、こういうふうな点を指摘せざるを得ないと思ふんですが、今度対象になつてゐるこの通産省の四国における鉱山関係の機構、これは現場を監督される職員は何人いらっしゃるんですか。

○政府委員(松村克之君) 四国の鉱山保安監督部につきましては、全員で十七名でございます。

○野田哲君 今度はそれで機構改革が、もしこの法律が通ればどうなるんですか。

○政府委員(松村克之君) 今度行政改革につきましては、四国の鉱山保安監督部は広島、岡山、佐賀、その内容につきましては、今後関係省庁と御連絡をして決めていきたい、こういうふうな考へております。

○野田哲君 長官は途中退席をされたんですが、いままでずっと警察庁なりあるいは通産省の政府

委員とやりとりをしていたんですが、この九月来、新聞でも大変大きな報道をされている住友金屬鉱山別子、それから日鉱佐賀関、ここから砒素を含む鉱滓が大量に韓国へ積み出されている。形の上では原料という形で積み出されているわけです。実質的にはきわめて異常な安い価格で渡されて、そしてそれとは別に白ベレットという、これは非常に価格の高いもの、これをただ同然のような価格で渡して八千万円からの利益が上がるような価格で渡しているわけです。つまり、これは一般的な客観情勢としては、この砒素鉱滓を国内で処理することに困って、そして韓国へ捨てるために運んだ、そしてその処理費用として、処理費用という形で出すわけにいかないから、白ベレットを渡し、これによって利益を上げて処理費に充てている、こういう疑惑はもうきわめて濃厚なんです。警察庁の方でもその後白ベレットのやりくり非常に疑惑を持たれている。しかし、いまのこれらの鉱業所に対する監督なり、あるいは鉱山保安法から言えば、まさに野放しのような状態なんです。これだけの大量な有毒物質が渡し先で何に使われるか、このことは確かめもできないし、野放しのような状態で、結論的に言えば外国へ鉱害が輸出をされているわけなんです。アメリカが核の廃棄物を南の島へ捨て、日本も南の島へ核の廃棄物を捨てようとして現地から抗議を受けている。こういう状態と全く同じケースの、韓国へ非常に有害な物質を輸出をするという名目で、実際はこれは捨てているんです。こういうような野放しのような状態がある。鉱山保安関係の業務一つをとってみても、それぞれの職員が努力しても及ばない、しり抜けの点、法律的な措置等があるんだと、こういう点をひとつぜひ私は具体的な事実として申し上げて、これからの行政機構改革の中で、いたずらに画一的に数を減す、どこか各省で

とに一つずつ出先機関を、局を廃止をすることを求める、こういうことでなくて、やはり国民のニーズに応じそして行政の必要に応じた対応をしていく、こういう措置をとるべきじゃないかと思うんですが、行政管理庁長官の見解を伺って、きょう段階での質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(中會根康弘君) 御指摘のケースは私も新聞で拝見したところでございますが、鉾害を巧みにああいうような形で輸出しているような脱法行為のように新聞も報じておりますし、そういう疑惑も非常に濃い事件ではないか、きわめて暗い印象を持って読んだものでございます。

鉾山の保安監督等につきましては、今後とも人間
の環境や生命に影響するところがきわめて大で
ございますから、いろいろ行政改革をやる際にも
慎重に一つ一つのケースをよく見きわめてやるよ
うにしたいと思ひます。

○委員長（林道君） 両案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会をいたします。
午後四時十九分散会

十月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案

地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案

地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律

(行政管理局設置法の一部改正)
 第一条 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第五項中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同項の表中

中国管区行政監察局
四国管区行政監察局

鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
徳島県	香川県	愛媛県	高知県	
を				
中国四国管区行政監察局				
			広島市	
鳥取県	島根県	徳島県		

岡山県 広島県 山口県
香川県 愛媛県 高知県

に改め、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十

一項とし、同条第七項中「除く。」の下に「及び四国行政監察支局」を加え、同項を同条第十項とし、同条第六項の次に次の三項を加える。

部を分掌させるため、四国行政監察支局を置く。

第十三条の十一第一項中「入国管理事務所」を「地方入国管理局」に、「出張所」を「支局及び出張所」と改定し、同条第二項

から第四項までの規定中「入国管理事務所」を「地方入国管理局」に改め、同条第五項を次のように改める。

附則に次の一項を加える。

4 四国行政監察支局は、昭和六十年三月三十

地方入国管理局の支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

地方入国管理局の支局の内部組織並びに地方入国管理局の出張所又は支局の出張所の多

別表五を次のように改める。

第十一条の二中「左の」を、「次の」に、「掌る」を「つかさどる」に改め、同条第四号中「入国管理

別表五 (第十三条の十一関係)

名 稱	位 置	管 轄 區 域
東京入国管理局	東京 都	東京都 馬山梨 山梨 長野 新潟 埼玉 千葉 茨城 栃木 群馬
大阪入国管理局	大阪 市	大阪府 京都府 兵庫 奈良 滋賀 和歌山
名古屋入国管理局	名古屋 市	愛知 三重 静岡 岐阜 福井 富山 石川
広島入国管理局	広島 市	広島 山口 岡山 鳥取 島根
福岡入国管理局	福岡 市	福岡 佐賀 長崎 大分 熊本 鹿児島 宮崎
仙台入国管理局	仙台 市	宮城 福島 山形 岩手 秋田 青森
札幌入国管理局	札幌 市	北海道
高松入国管理局	高松 市	香川 愛媛 徳島 高知

(大蔵省設置法の一部改正)

第三条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同条の表中

北九州財務局	福岡市	福岡県
南九州財務局	熊本市	熊本県

佐賀県 長崎県

大分県 鹿児島県 宮崎県

九州財務局

熊本市

熊本県 福岡県 佐賀県 長崎県
大分県 鹿児島県 宮崎県

める。

第二十一条の二の次に次の一条を加える。

(福岡財務支局)

第二十一条の三 九州財務局の所掌事務の一部を分掌させるため、福岡財務支局を置く。

2 福岡財務支局の位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 福岡財務支局の内部組織は、大蔵省令で定める。

第二十一条の見出し中「財務局の下に」に「福岡財務支局」を加え、同条第一項中「財務局の下に」又は「福岡財務支局」を加え、同条第二項及び第

三十二条中「通り」を「とおり」に改め、同条の表中

第三十二条中「通り」を「とおり」に改め、同条の表中

岡山県 広島県 山口県
愛媛県 高知県

県に改める。

第二章第三節第一款中第三十三条の次に次の一条を加える。

(四国地方医務支局)

第三十三条の二 中国四国地方医務局に、その事務の一部を分掌させるため、四国地方医務支局を置く。

2 四国地方医務支局の位置及び管轄区域は、政令で定める。

四項中「財務局の下に」に「福岡財務支局」を加える。

附則に次の一項を加える。

5 福岡財務支局は、昭和六十年三月三十一日までに廃止するものとする。

(厚生省設置法の一部改正)

第四条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条」を「第三十三条の二」に改める。

中国地方医務局 広島市 鳥取県 島根県
四国地方医務局 高松市 徳島県 香川県

広島市 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
徳島県 香川県 愛媛県 高知県

3 四国地方医務支局の内部組織は、厚生省令で定める。

附則に次の一項を加える。

4 四国地方医務支局は、昭和六十年三月三十一日までに廃止するものとする。

(農林水産省設置法の一部改正)

第五条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

8 政府は、昭和六十年三月三十一日までに、国有林野事業改善特別措置法(昭和五十三年法律第八十八号)に基づき行われる国有林野事業の改善の進捗状況を考慮して同法第二条第一項の改善計画につき必要な検討を加え、その結果に基づいて営林局を統合するために必要な措置を講ずるものとする。

(通商産業省設置法の一部改正)

第六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第三項中「札幌通商産業局及び福岡通商産業局以外の通商産業局」を「仙台通商産業局、東京通商産業局、名古屋通商産業局及び広島通商産業局」に改める。

第三十三条第二項中「及び管轄区域」を削

る。

第四十一条中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同条の表中

長野県 東京都 埼玉県 群馬県
茨城県 栃木県 山梨県

関東海運局 横浜市 神奈川県 千葉県
新潟県 新潟市 新潟県

の地に、海運局の支局若しくは出張所、海運監理部の出張所又は支局の出張所を置くことができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

第四十五条 削除

(建設省設置法の一部改正)

第八条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

(地方建設局)

第十二条 本省に、地方支分部局として地方建設局を置く。

「第一節 地方建設局」を削る。

第十二条中「(筑波研究学園都市官庁建設本部の所掌に属するものを除く。)」を削る。

第四十四条 運輸大臣は、海運局又は海運監理部の所掌事務の一部を分掌させるため、所要

の地、海運局の支局若しくは出張所、海運監理部の出張所又は支局の出張所を置くことができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

第四十五条 削除

(建設省設置法の一部改正)

り、「その名称は」を「その管轄区域は、その附置された通商産業局(名古屋通商産業局に附置された山保安監督部にあつては名古屋通商産業局及び大阪通商産業局、広島通商産業局に附置された山保安監督部にあつては広島通商産業局及び四国通商産業局)の管轄区域とし、その名称は」に改め、同条第四項中「那覇山保安監督事務所」の下に「(山保安監督部)」を加える。

第六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第三項中「札幌通商産業局及び福岡通商産業局以外の通商産業局」を「仙台通商産業局、東京通商産業局、名古屋通商産業局及び広島通商産業局」に改める。

第三十三条第二項中「及び管轄区域」を削る。

第四十一条中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同条の表中

長野県 東京都 埼玉県 群馬県
茨城県 栃木県 山梨県

関東海運局 横浜市 神奈川県 千葉県
新潟県 新潟市 新潟県

の地に、海運局の支局若しくは出張所、海運監理部の出張所又は支局の出張所を置くことができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

第四十五条 削除

(建設省設置法の一部改正)

第八条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

「第一節 地方建設局」を削る。

第十二条中「(筑波研究学園都市官庁建設本部の所掌に属するものを除く。)」を削る。

第四十四条 運輸大臣は、海運局又は海運監理部の所掌事務の一部を分掌させるため、所要

の地、海運局の支局若しくは出張所、海運監理部の出張所又は支局の出張所を置くことができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

第四十五条 削除

(建設省設置法の一部改正)

第八条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

「第一節 地方建設局」を削る。

第十二条中「(筑波研究学園都市官庁建設本部の所掌に属するものを除く。)」を削る。

第四章第二節を削る。
第二十二条を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(船舶安全法の一部改正)

第二条 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九条ノ六中「海運局長」の下に「(海運監理部長ヲ含ム)」を加える。

(船員保険法の一部改正)

第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三条ノ四第一項中「海運局」の下に「海運監理部並ニ」を加え、「出張所及」を「出張所、海運監理部ノ出張所並ニ」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第七項中「入国管理事務所」を「地方入国管理局の支局及び出張所並びに支局」に、「以て」を「もつて」に改める。

(船員職業安定法の一部改正)

第五条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第七条中「運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)第三十九条の海運局長をいう」を「海運監理部長を含む」に、「掌り」を「つかさどり」に改める。

第十条中「海運局において」を「海運局(海運監理部を含む。以下同じ。)において」に改める。

(水先法の一部改正)

第六条 水先法(昭和二十四年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「期間よう船」を「期間よう船」に、「運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)第三十九条の海運局長をいう」を「海運

監理部長を含む。以下同じ。」に改め、同項第三号中「ものの外」を「もののほか」に改める。

第二十六条中「当り」を「当たり」に、「もよりの海運局若しくはその支局又はこれらの出張所」を「最寄りの海運局、海運監理部若しくは海運局支局又はこれらの出張所(以下「海運局等」という。）」に改める。

第二十七条中「左の」を「次の」に、「もよりの海運局若しくはその支局又はこれらの出張所」を「最寄りの海運局等」に改め、同条第三号中「危険の虞」を「危険のおそれ」に改める。

第二十八条中「もよりの海運局若しくはその支局又はこれらの出張所」を「最寄りの海運局等」に改める。

(労働組合法の一部改正)

第七条 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二十二項ただし書中「各海運局の管轄区域」の下に「(関東海運局にあつては、新潟県及び長野県の区域を除く。）」並びに「新潟県及び長野県の区域」を加え、「及び当分の間」を「並びに当分の間」に改める。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第八条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「地方支分部局長」を「財務局長若しくは福岡財務支局長」に改める。

(港湾運送事業法の一部改正)

第九条 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七條中「運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)第三十九条の海運局長をいう。以下同じ」を「海運監理部を含む」に改める。

第七條の三の見出し中「まつ消」を「まつ消」に改め、同条中「海運局長をいう」を「海運監理部長を含む」に、「左の」を「次の」に、「まつ消」を「まつ消」に改め、同条第四号中

「取消」を「取消し」に改める。

(出入国管理令の一部改正)

第十条 出入国管理令(昭和二十六年政令第三十九号)の一部を次のように改正する。

第六十一条の二第一項及び第三項、第六十一条の三第一項並びに第六十一条の六中「入国管理事務所」を「地方入国管理局」に改める。

第六十一条の七第四項及び第五項中「入国管理事務所長」を「地方入国管理局長」に改める。

第六十一条の八第一項中「入国管理事務所」を「地方入国管理局」に改める。

(最低賃金法の一部改正)

第十一条 最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四十条中「海運局長」の下に「(海運監理部長を含む。）」を加え、「海運局長の管轄区域」を「海運局又は海運監理部の管轄区域(関東海運局にあつては、海運監理部の管轄区域を除く。）」に改める。

(地方行政連絡会議法の一部改正)

第十二条 地方行政連絡会議法(昭和四十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第八号中「海運局」の下に「(海運監理部を含む。）」を加える。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)

第十三条 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第三十二条中「財務局長」の下に「又は福岡財務支局長」を加える。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)

第十四条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「海運局長」を「海運局(海運監理部を含む。）」に、「運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)第三十九条の海運局長をいう」を「海運監理部長を含む」に改め

る。

(特定不況地域離職者臨時措置法の一部改正)

第十五条 特定不況地域離職者臨時措置法(昭和五十三年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)第三十九条の海運局長をいう」を「海運監理部を含む」に改める。

(労働関係調整法等の一部改正)

第十六条 次に掲げる法律の規定中「海運局長」の下に「(海運監理部長を含む。）」を加える。

一 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第九条

二 災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)第二十四条第二項

三 職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第十条

四 火災類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)第四十九条第二項及び第五十条第一項

五 船舶職員法(昭和二十六年法律第四十九号)第二十七條第二項

六 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)第二十六條の二

七 離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)第十六條

八 臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第四百四十九号)第五條

九 倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)第二十六條

十 内航海運組合法(昭和三十二年法律第六十二号)第六十八條

十一 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第一百條第一項

十二 小型船舶操業法(昭和四十四年法律第九十九号)第二十三條

十三 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)第五十三條第一項

十四 船舶職員法の一部を改正する法律(昭和

第二十條 この法律の施行前にしたこの法律による改正に係る国の機関の法律若しくはこれに基づく命令の規定による許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下この条において「処分等」という。）は、政令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相当の国の機関のした処分等とみなす。

四十九年法律第三号）附則第三條
十五 油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十四條
十六 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十六條
十七 船舶のトン数の測定に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第十三條第一項
（証券取引法等の一部改正）
第十七條 次に掲げる法律の規定中「地方支分部局の長」を「財務局長又は福岡財務支局長」に改める。

一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十四條の一
二 相互銀行法（昭和二十六年法律第九十九号）第二十二條
三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十八條
（海上運送法等の一部改正）

第十八條 次に掲げる法律の規定中「海運局長」の下に「（海運監理部長を含む。以下同じ。）」を加える。

一 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第四十五條の二第一項
二 造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第十條第一項
三 内航海運業法（昭和二十七年法律第五百一十一号）第二十九條
（海運代理士法等の一部改正）

第十九條 次に掲げる法律の規定中「運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）第三十九條の海運局長の長をいう」を「海運監理部長を含む」に改める。

一 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）第八條第一項
二 漁業再建整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第十七條第三項
三 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第六條
（経過措置）

昭和五十五年十一月十二日印刷

昭和五十五年十一月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

G